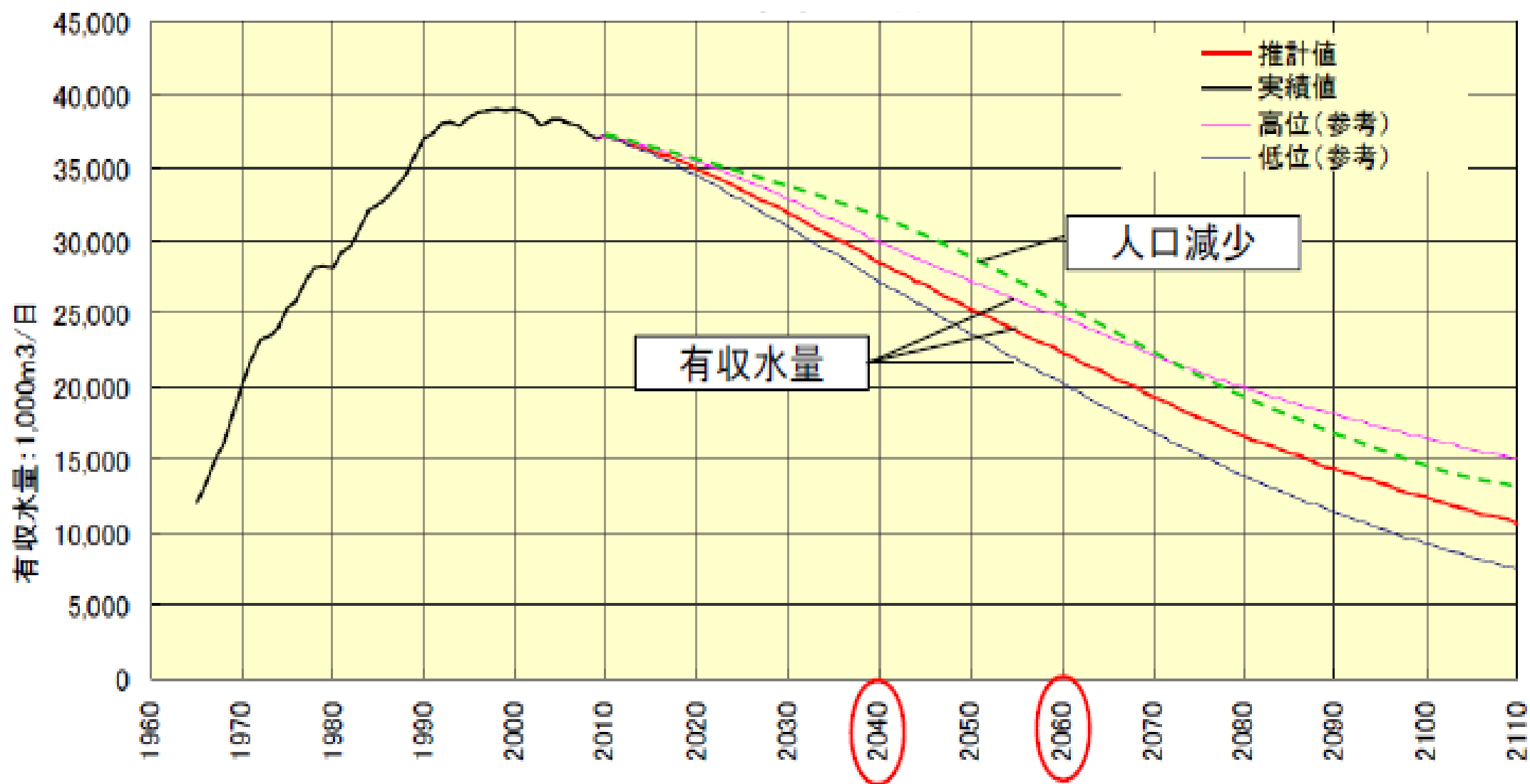


水道事業の民営化と広域化を検証する

～水道事業経営および利用者の視点から～

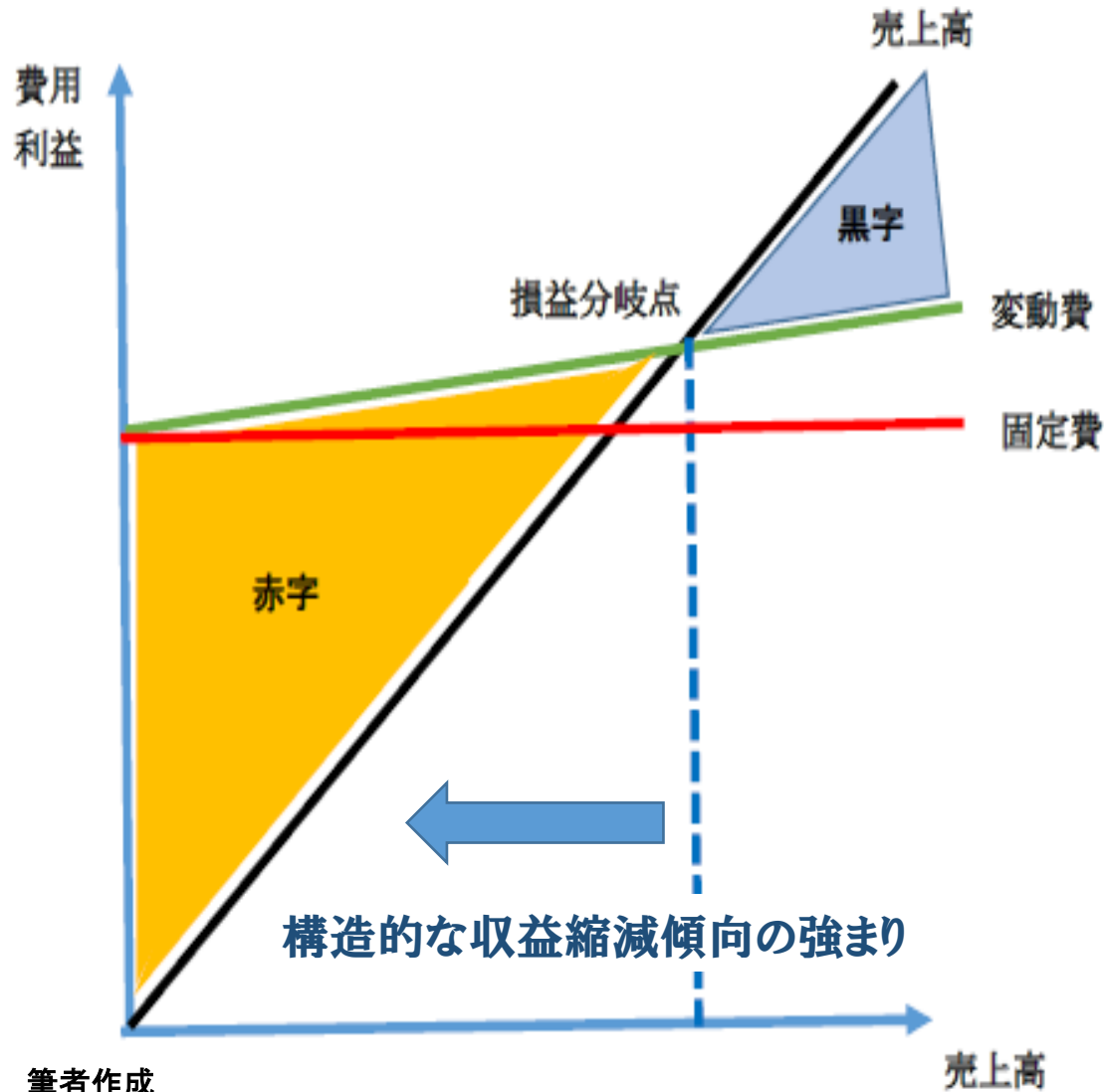
太田 正（作新学院大学名誉教授、とちぎ地域・自治研究所理事長）

水需要(給水収益)の構造的な変化



水道事業の費用構造と収益構造の特徴

【固定費型】



【費用構造】

- ・水道事業は、典型的な装置型事業として総費用に占める固定費の割合は8割以上に上ることから、費用構造は固定費型（ハイリスク・ハイリターン）のビジネスモデルに属する。
- ・ハイリスク・ハイリターンのビジネスモデルでは、売上高に応じ増加する変動費が小さいので、損益分岐点を超えれば大きな利益が得られるが、下回ると急激に損失が増大する。

【収益構造】

- ・給水人口と水量原単位の縮小により有収水量の増大による収益拡大は困難。それを補うだけの附帯事業も想定できず、水需要の縮小による構造的な収益減退化傾向が強まっている。
- ・収益確保のために供給単価の引上げ（料金値上）誘引が働き、コンセッションに参入予定の民間事業者は、料金改定できる「経営の自由度」を強く要求。「…早晚料金を引き上げる方向へと協議していくことができます。民が関わったことで料金高くなったと思われる可能性があるので、この時点で将来にわたり料金見直しの県民の合意を得ることが大切と考えます。」（第3回宮城県上工下一体官民連携運営検討会議事録より抜粋）

急速にハイリスク・ローリターン化しつつある水道の民営化とは

- ①水道事業は、初期投資が莫大で、費用構造がハイリスク・ハイリターンでありながら、生活必需性と非代替性が強く、競争が働かない地域自然独占となるため、民間企業による運営（市場化及び自由な参入・退出）が難しく、また、ふさわしくないことから歴史的に公営原則がとられてきたともいえる。
- ②水道事業は、給水人口と原単位（一人あたり水使用量）の減少という構造的な需要減退化の下で、特定の有利な条件（給水人口密度が高い大都市市街地など）が確保されない限り、本業の需要拡大による給水収益の増大は望めず、また本業を補う附帯事業収益も見込めないため、そもそも市場化（民間経営）の限界領域に位置している。
- ③水道事業は、更新や耐震化などの非収益的投資（新たな需要が見込めない投資）が不可避免的に求められる状況を迎えており、こうした投資をすればするほど経営は悪化しかねない局面にある。そのうえさらに、民営化コスト（運営権価格、株式配当、役員報酬、公租公課等）が増えれば、本来ならば経営の悪化に拍車をかけることになるはずである。
- ④水道事業は、こうしてハイリスク・ローリターンの事業になりつつあるが、それでも民営化を可能とするためには、自由な料金改定が可能で、需要の縮小が見込まれても料金単価を容易に引き上げることができるか、低収益性を補填する何らかの公共支援が得られる場合である。

民営化(PPP・PFI・コンセッション)の強引な推進

背景

今後多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中、公的負担の抑制に資するPPP／PFIが有効な事業はどの地方公共団体等でも十分に起こりうるものであり、良好な公共サービスの実現・新たなビジネス機会の創出も期待できるため、国及び地方は一体となってPPP／PFIの更なる推進を行う必要がある

ポイント

- 改正PFI法で創設のワンストップ窓口制度、助言制度等の円滑な運用により、国の支援機能の強化を図る
- 実施主体の経験や地域の実情に応じた支援・負担軽減策の検討等を通じ、実施主体の裾野拡大を図る
- 空港をはじめとするコンセッション事業等の重点分野に公営水力発電・工業用水道を追加する

PPP/PFI推進のための施策

コンセッション事業の推進

- コンセッション事業の具体化のため、重点分野における目標の設定
- 独立採算型だけでなく、混合型事業の積極的な検討推進

公的不動産における官民連携の推進

- 地域の価値や住民満足度の向上、新たな投資やビジネス機会の創出に繋げるための官民連携の推進
 - 公園や遊休文教施設等の利活用推進
 - 公共施設等総合管理計画・固定資産台帳の整備・公表による民間事業者の参画を促す環境整備
 - 特に市場性の低い地域での優良事例の成功要素抽出・横展開

実効性のあるPPP/PFI導入検討の推進

- 公共施設等総合管理計画・個別施設計画の策定・実行開始時期に当たる今後数年間において、国及び全ての地方公共団体で優先的検討規程の策定・運用が進むよう支援を実施
 - 国及び人口20万人以上の地方公共団体における的確な運用、優良事例の横展開
 - 地域の実情や運用状況、先行事例を踏まえ、人口20万人未満の地方公共団体への導入促進を図るよう、分かりやすい情報の横展開
 - PPP/PFIの経験の少ない地方公共団体や小規模の地方公共団体への実施主体の裾野拡大に向けて、実施主体の負担軽減策として、柔軟性・実効性のある検討・導入手法の検討

地域のPPP/PFI力の強化

- インフラ分野での活用の裾野拡大
- 地域・ブロックプラットフォームを通じた具体的な案件形成、民間企業の参入意欲刺激
 - 官民対話の普及推進(民間提案の積極的活用等)
 - 地元企業の事業力強化
 - PPP/PFI推進に資するデータの見える化推進
- 情報提供等の地方公共団体に対する支援
 - 改正PFI法で創設のワンストップ窓口制度、助言制度等の運用による支援強化
 - 先進的な地方公共団体の取組や組織設計等の分析・横展開、期間満了案件の検証
- PFI推進機構の資金供給機能や案件形成のためのコンサルティング機能の積極的な活用

各地域施策

コンセッション事業等の重点分野

空港【6件達成】、水道【6件：～平成30年度】、下水道【**具体的検討6件達成、実施方針目標6件：～平成31年度**】、道路【1件達成】、文教施設【3件：～平成30年度】、公営住宅【6件：～平成30年度】、クルーズ船向け旅客ターミナル施設【3件：～平成31年度】、MICE施設【6件：～平成31年度】、**公営水力発電【3件：～平成32年度】、工業用水道【3件：～平成32年度】**

事業規模目標

21兆円(平成25～34年度の10年間)
 (コンセッション事業7兆円、収益型事業5兆円(人口20万人以上の各地方公共団体で実施を目指す)、公的不動産利活用事業4兆円(人口20万人以上の各地方公共団体で2件程度の実施を目指す)、その他事業5兆円)

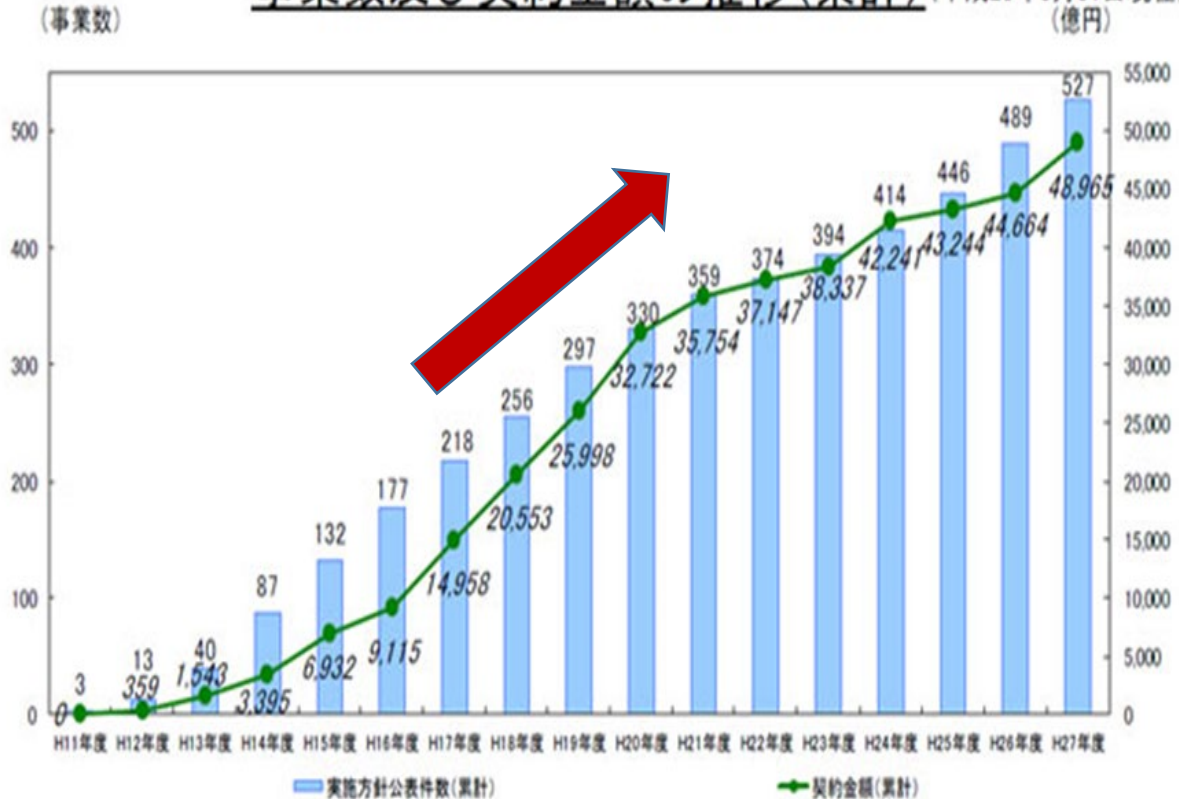
PDCAサイクル

毎年度のフォローアップと事業規模や施策の進捗状況の「見える化」、アクションプランの見直し

「PPP・PFI推進アクションプログラム」(平成30年改定版)

PFIをめぐる日本とイギリスのコントラストな違い

事業数及び契約金額の推移(累計) (平成28年3月31日現在)

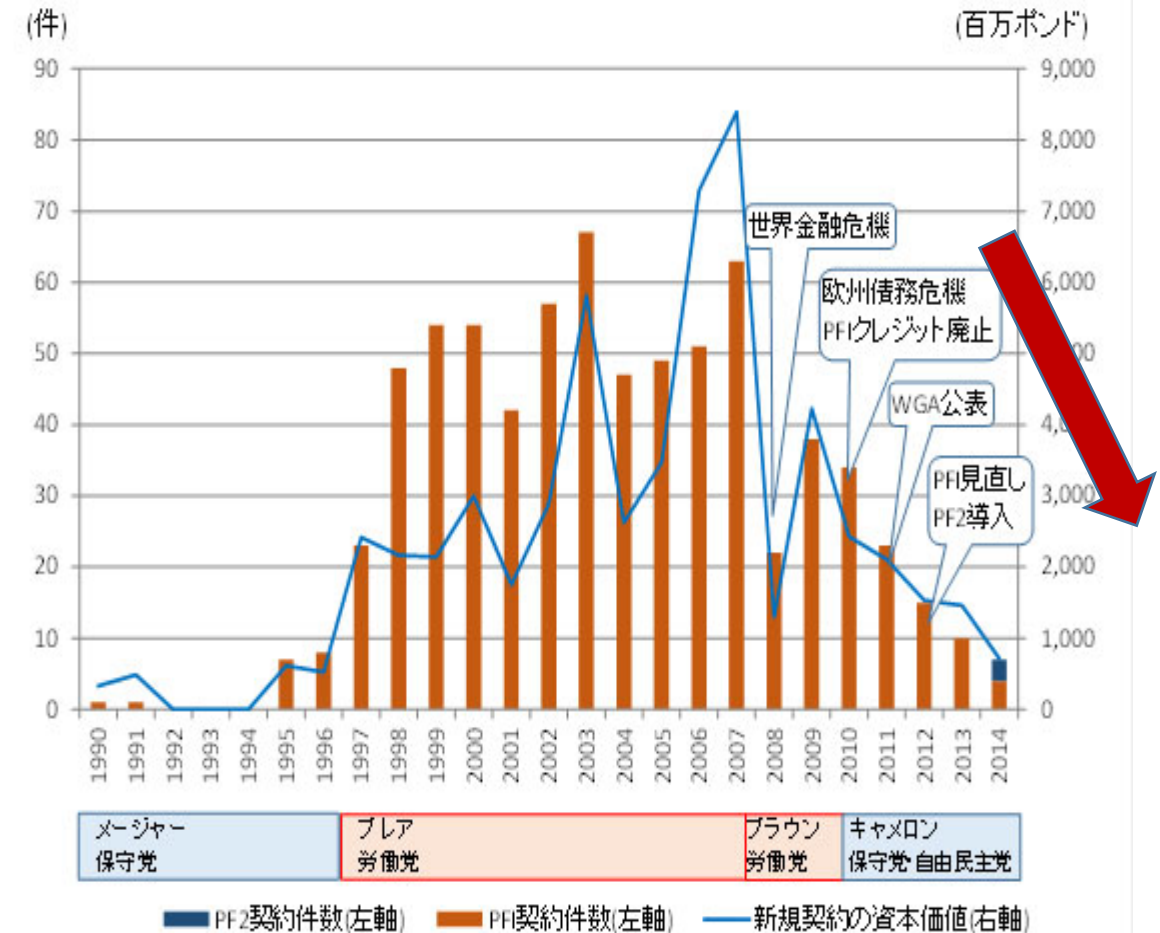


(注1) 事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握している事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

(注2) 契約金額は、実施方針を公表した事業のうち、当該年度に公共負担額が決定した事業の当初契約金額を内閣府調査により把握しているものの合計額であり、PPP/PFI推進アクションプラン(平成28年5月18日民間資金等活用事業推進会議決定)における事業規模と異なる指標である。

(注3) グラフ中の契約金額は、億円単位未満を四捨五入した数値。

イギリスにおけるPFI実施件数の推移



メージャー保守党 ブレア労働党 ブラウン労働党 キャメロン保守党 自由民主党

■ PF2契約件数(左軸) ■ PFI契約件数(左軸) — 新規契約の資本価値(右軸)

イギリスの水道民営化と再規制システム

10流域単位の総合的水管理

環境庁
(EA)

完全民営化されたのはイングランドとウェールズで、ウェールズは2001年にNPO法人化されている。

料金・投資などの事業経営規制

上下水道事業規制局
(OFWAT)

職員数
約200名

上下水道会社

飲料水検査局
(DWI)

水質基準の設定とチェック

消費者委員会
(CCWater)

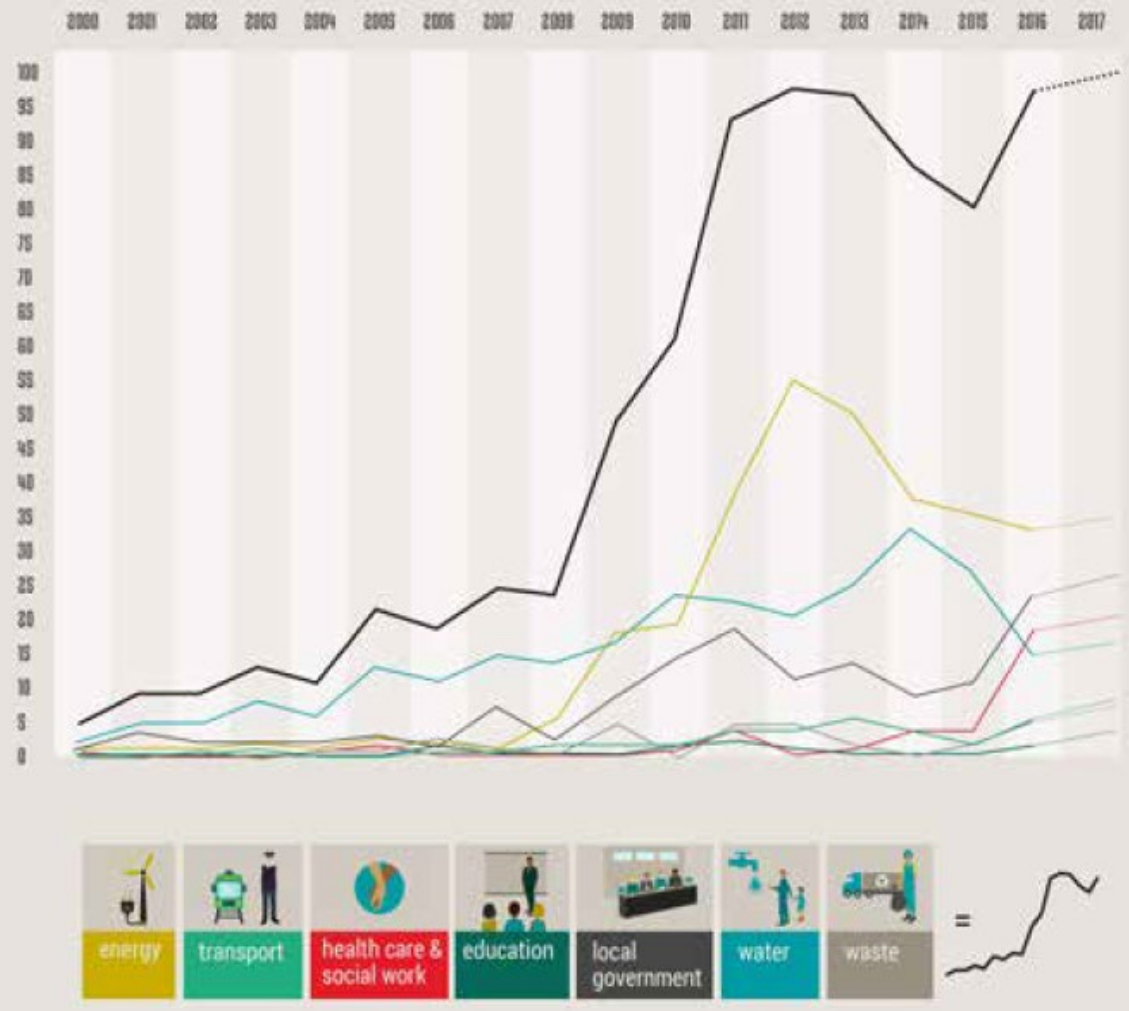
消費者利益の反映と苦情処理

筆者作成

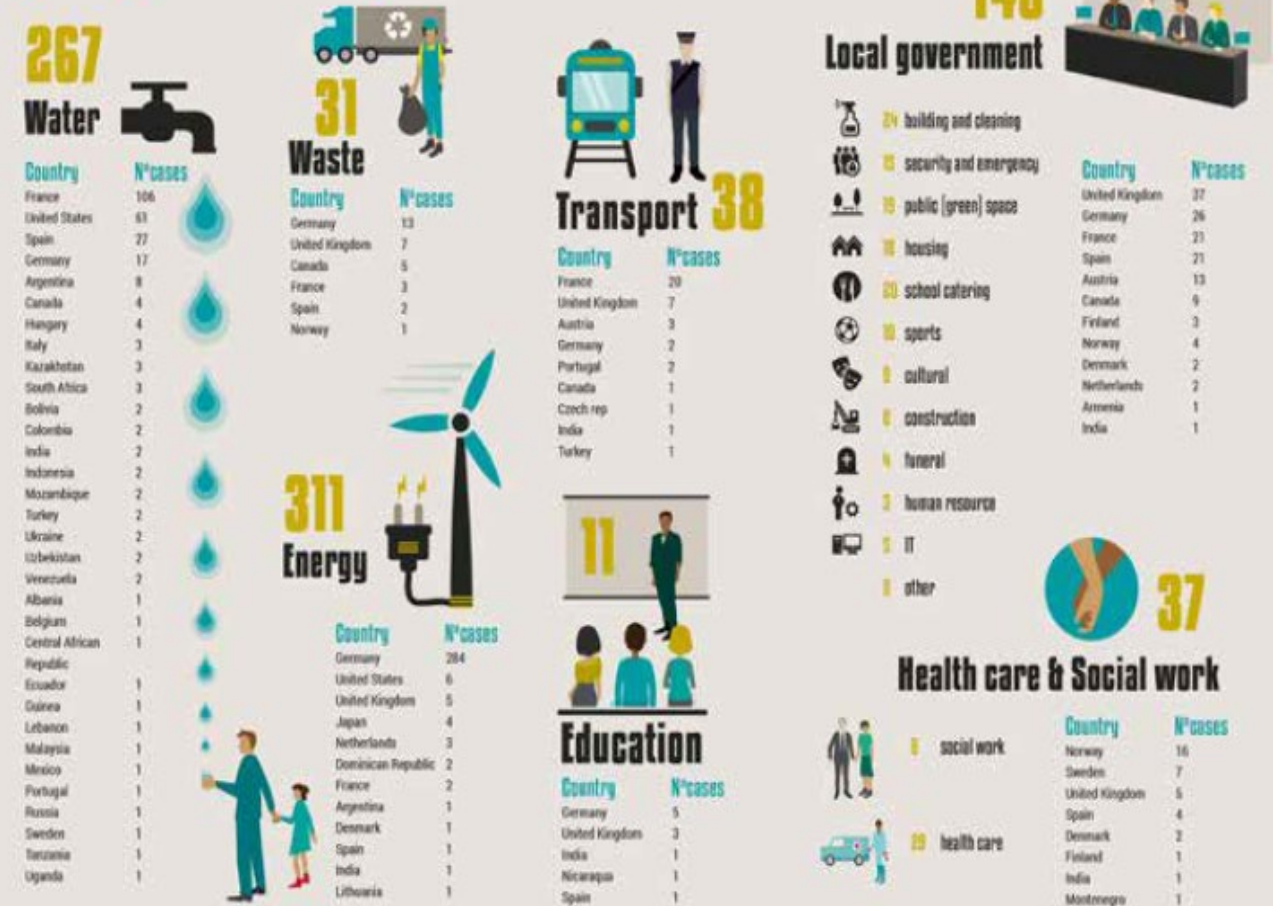
イギリスのガーディアン紙は、2013年に独自の調査分析にもとづいて、「水道料金と利益の上昇傾向」と題する記事を掲載した。それによると、10年間で水道料金がインフレ率の倍となる82%上昇し、水道会社の利益と取締役の報酬も倍増したことを示した。記事は、こうした値上げを容認したオフワットに対しても批判している。

脱民営化(再公営化)の世界的潮流

De-privatisation: by year

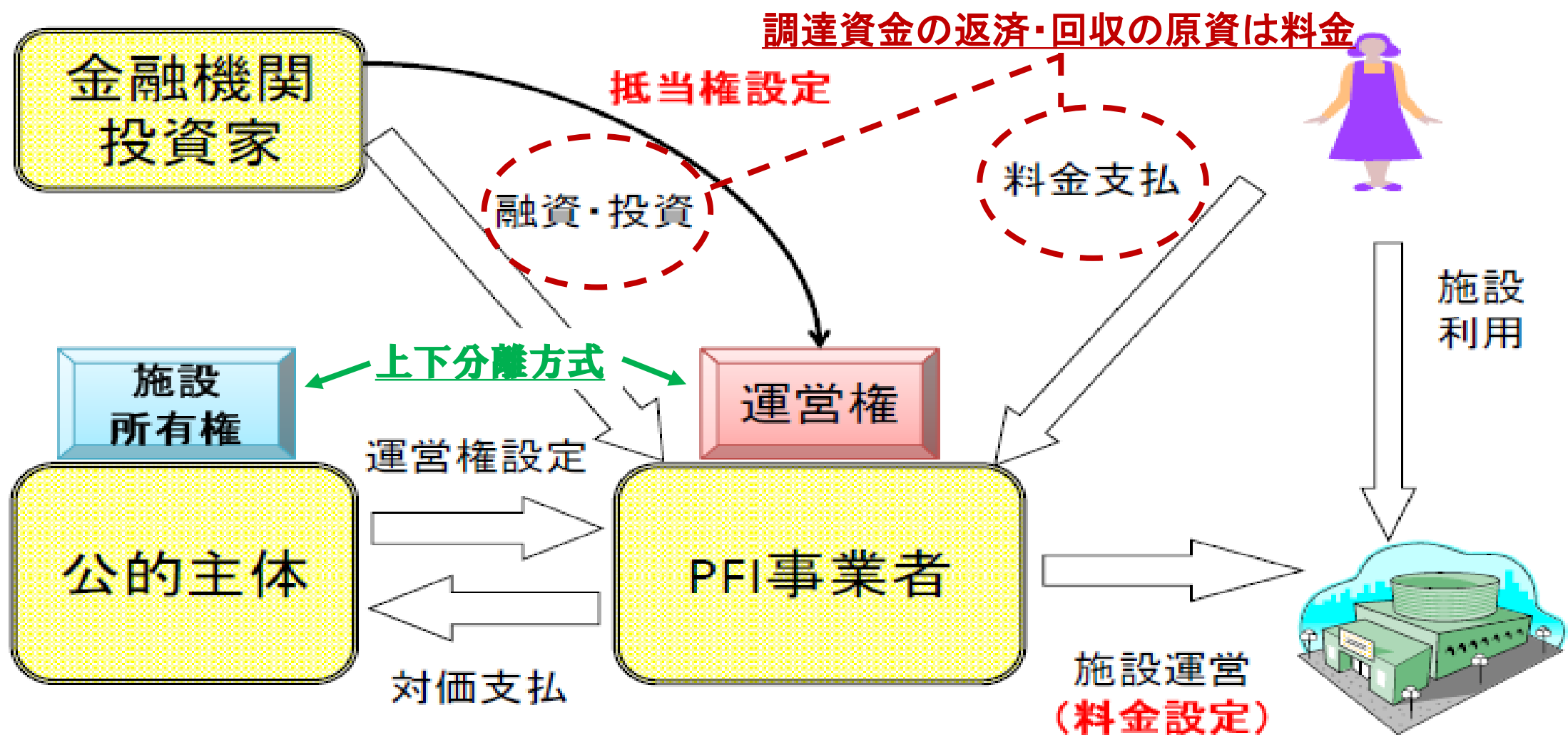


(Re)municipalisation sectors

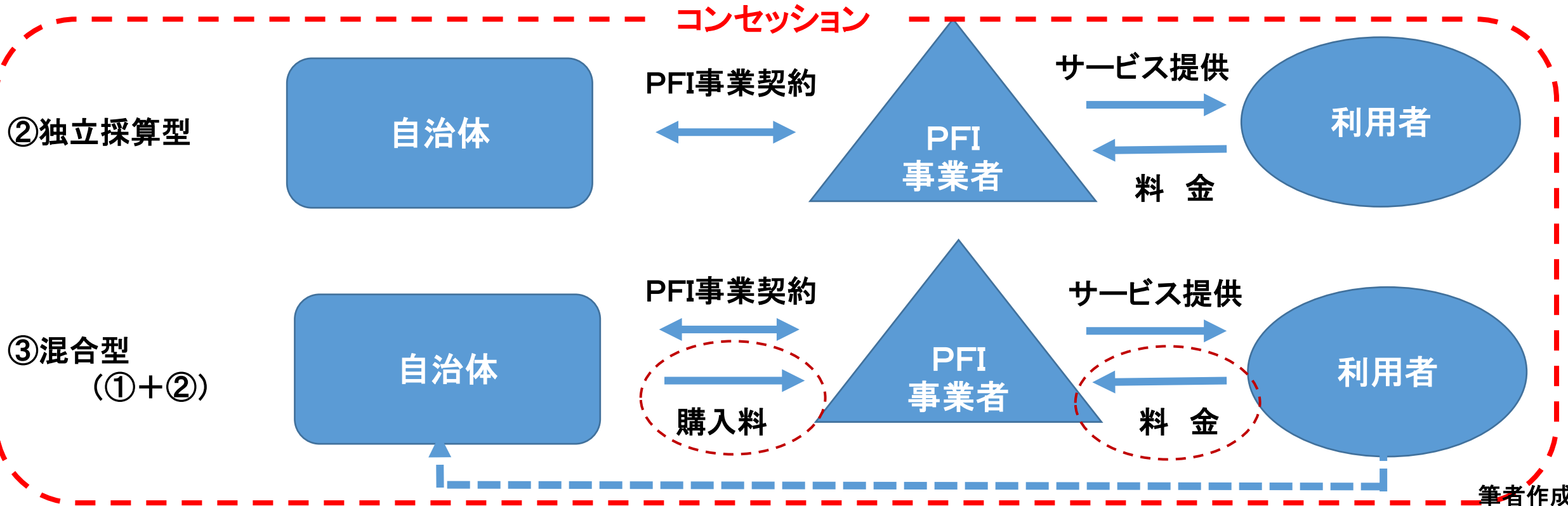
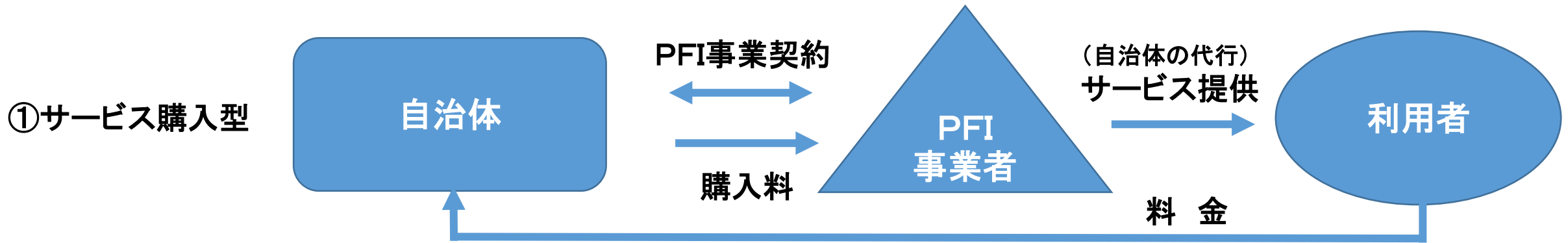


公共施設等運営権によるコンセッションのしくみ

(運営権は、譲渡・継承・抵当権等の対象にできるが、移転は行政の許可が必要)

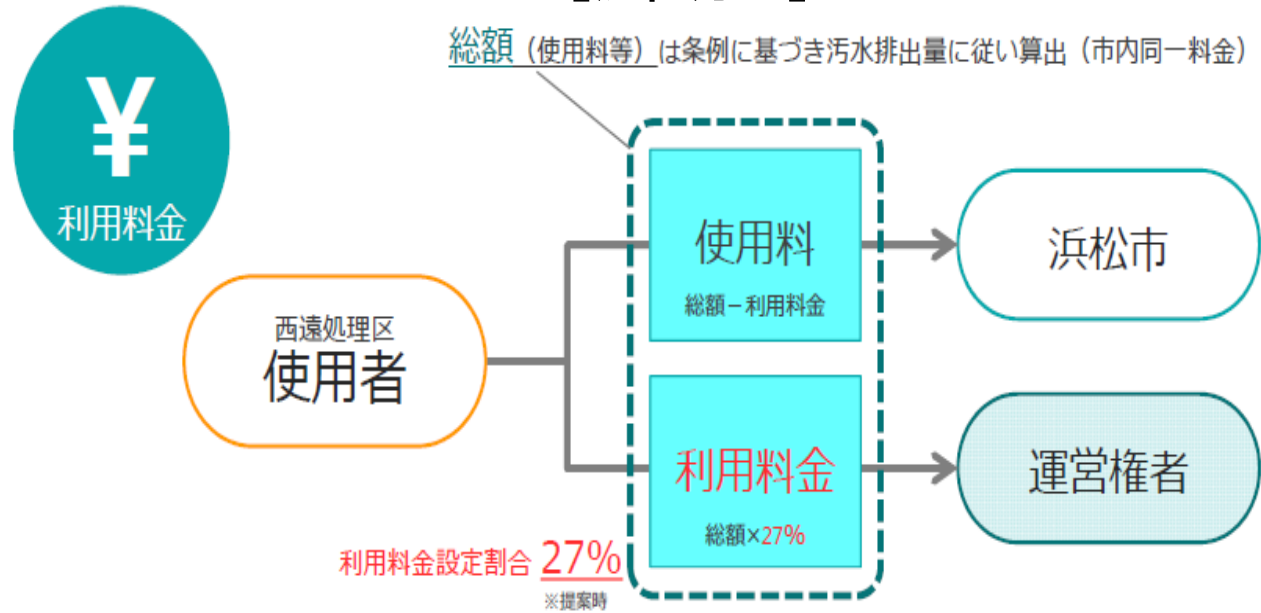


PFIの3類型とコンセッション



浜松方式とみやぎ方式にみる混合型コンセッション

【浜松方式】

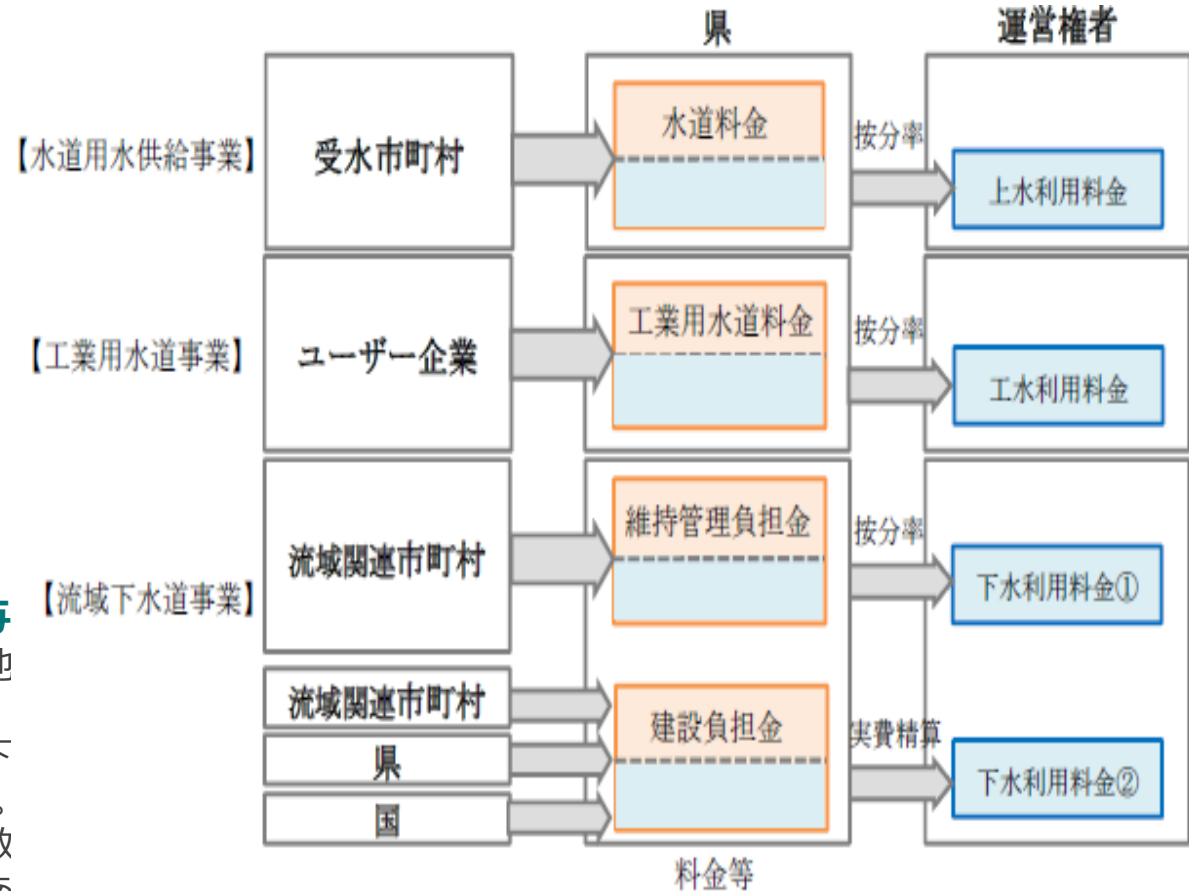


利用料金は、一定の割合を乗じて算出、料金改定の提案権限を付与

- ・市内受益者間の公平性の観点から、使用者が支払う料金は、西遠処理区も他の処理区も同一とした。
- ・使用者は、市に使用料を、運営権者に利用料金を支払うこととし（浜松市下水道条例で規定）、利用料金は、総額に**利用料金設定割合**を乗じて算定する。
- ・運営権者は、使用料等の料金決定権限を持たず、また、人口動態・事業所数などを直接管理できないことから**需要リスクの全てを移転することは困難**である。したがって、事業環境に著しい変化が発生した場合、利用料金設定割合の改定協議を行うこととした。また、利用料金の自主性と収益の安定性のある程度確保するため、5年に1回、料金の改定（使用料等及び利用料金設定割合）に関する提案権限を与えた。

浜松市「浜松市における下水道事業へのコンセッション方式導入について」

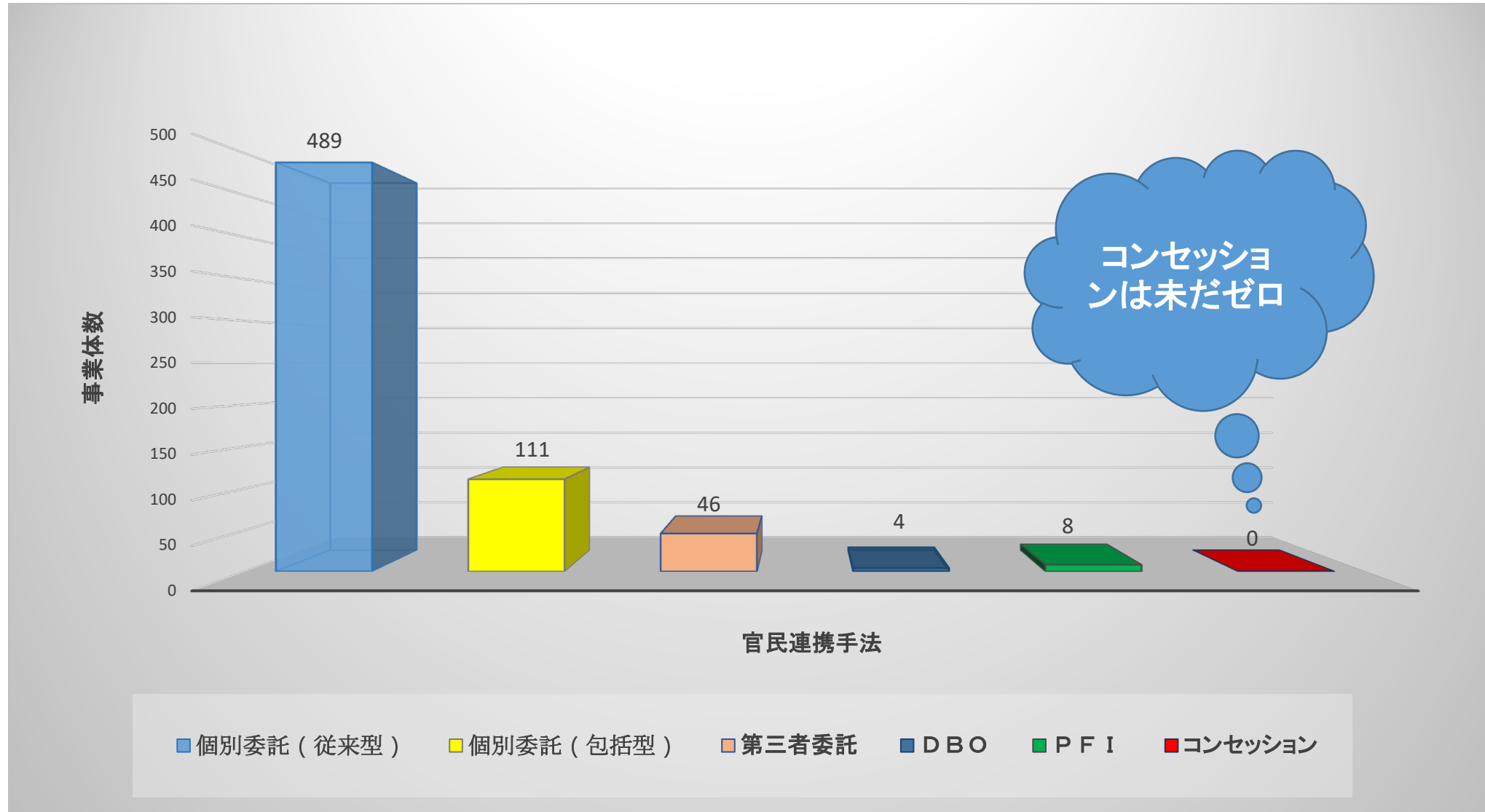
【みやぎ方式】



県は、県が収受する料金及び負担金と併せ、運営権者が収受する利用料金を関係市町村及びユーザー企業から受領し、利用料金を運営権者に送金する。

宮城県「宮城県上工下水一体官民連携運営事業事業概要書（案）概要版」

水道官民連携手法の導入状況(事業体数)



民営化の背景にある職員数の状況と推移

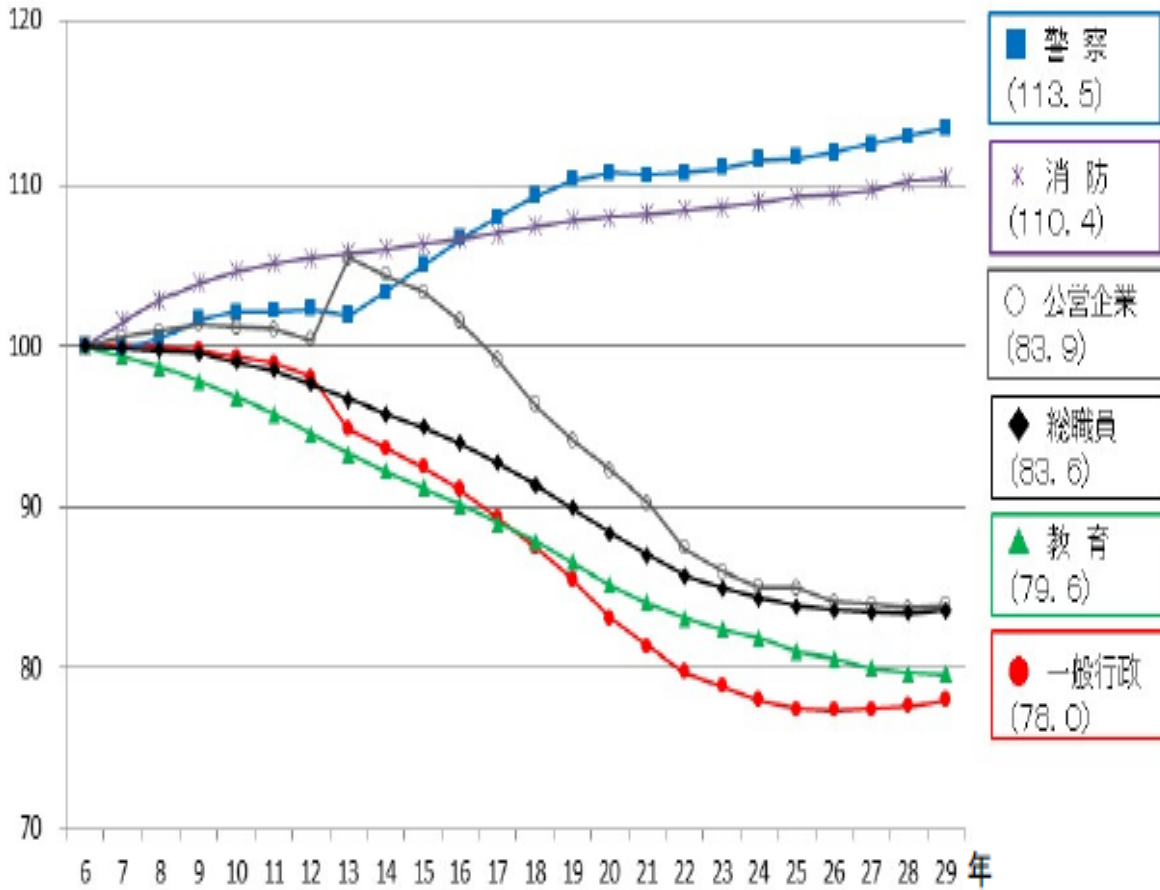
ピーク時から
比べ4割減

(単位：人、%)								
事業	年度	25 (A)	26	27	28 (B)	29 (C)	(参考) 対平成25年度比較	
							増減数	増減率
							(C) - (A)	((C) - (A)) / (A)
水道(含簡水)		47,108	46,797	45,956	45,441	45,038	△ 2,070	△ 4.4
工業用水道		1,693	1,678	1,671	1,657	1,631	△ 62	△ 3.7
交通		26,741	26,638	26,527	26,455	26,518	△ 223	△ 0.8
電気		1,793	1,803	1,758	1,782	1,804	11	0.6
ガス		1,048	987	975	952	940	△ 108	△ 10.3
病院		221,774	221,056	223,240	221,307	222,115	341	0.2
下水道		28,860	27,882	27,625	27,486	27,396	△ 1,464	△ 5.1
その他		16,815	15,941	15,520	14,799	14,095	△ 2,720	△ 16.2
合計		345,832	342,782	343,272	339,879	339,537	△ 6,295	△ 1.8



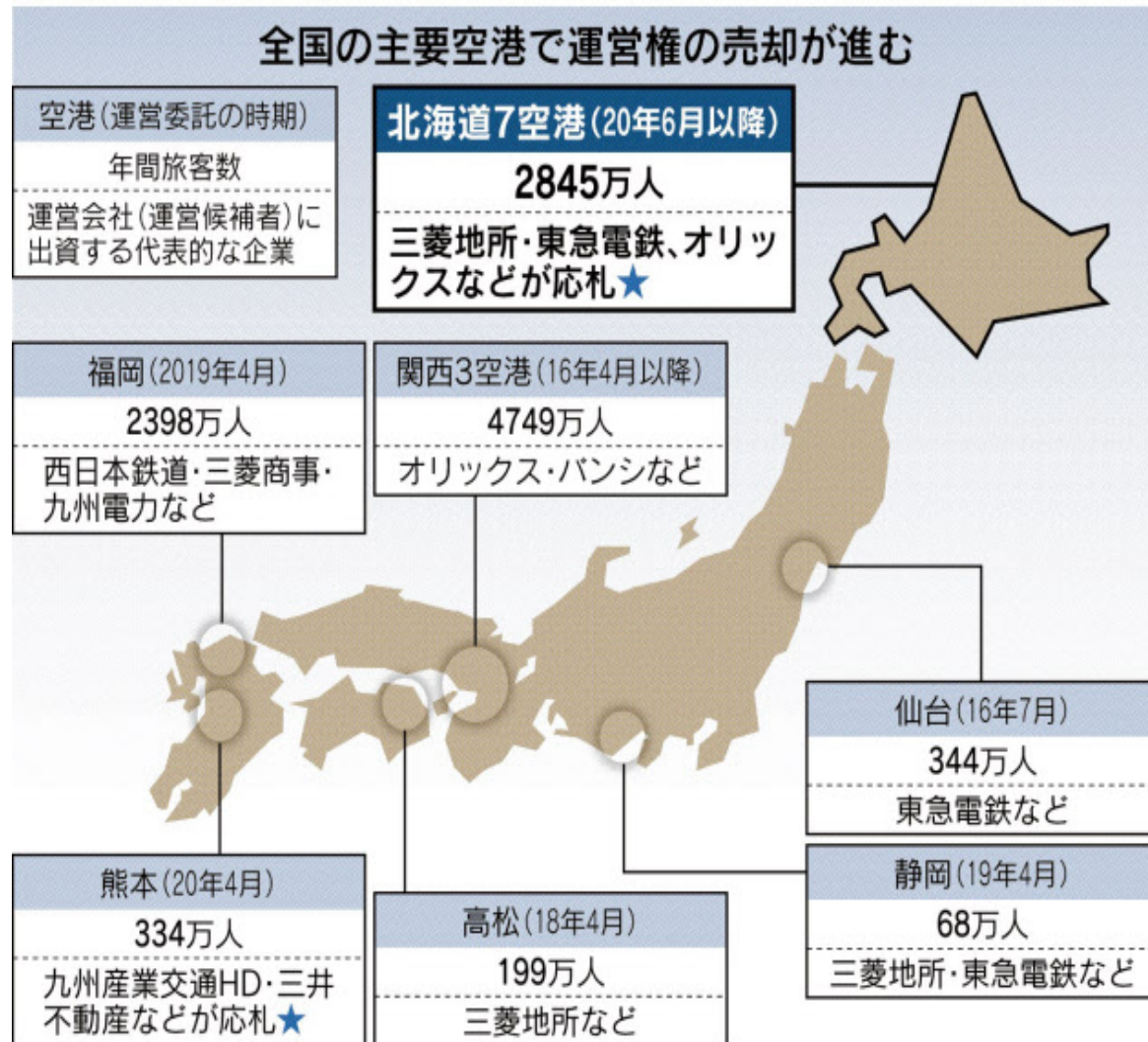
人員削減そのものが最大のリスクになりつつある。

自治体職員数の推移 (平成6年:100)

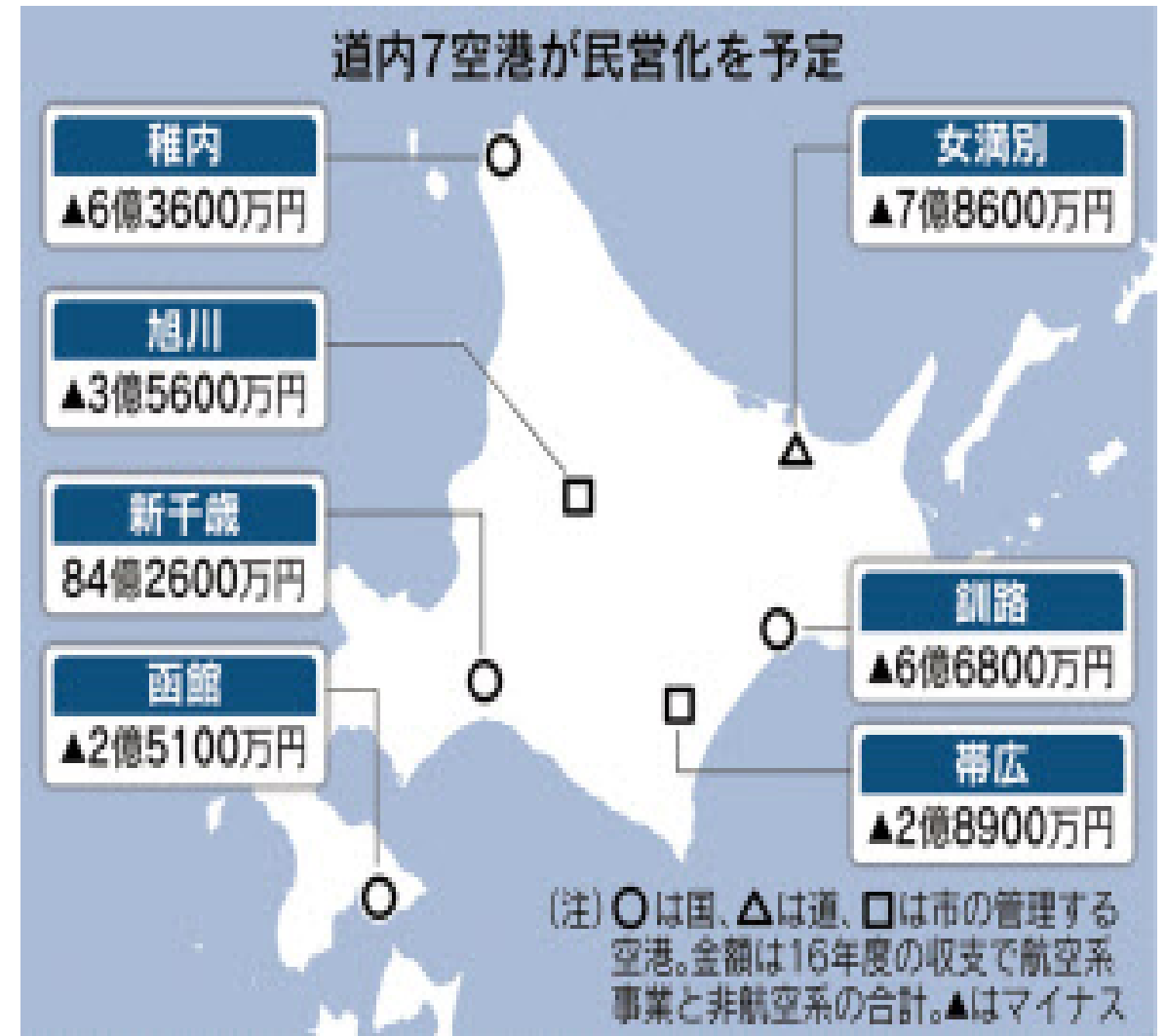


※平成13年に生じている一般行政部門と公営企業等会計部門の変動は、調査区分の変更によるもの。

水道と対照的な空港コンセッションの盛況ぶり



(注)旅客数の出所は国土交通省、17年度。★は審査中



ともに「日本経済新聞」

空港コンセッションのからくり（航空系・非航空系一体化モデル）

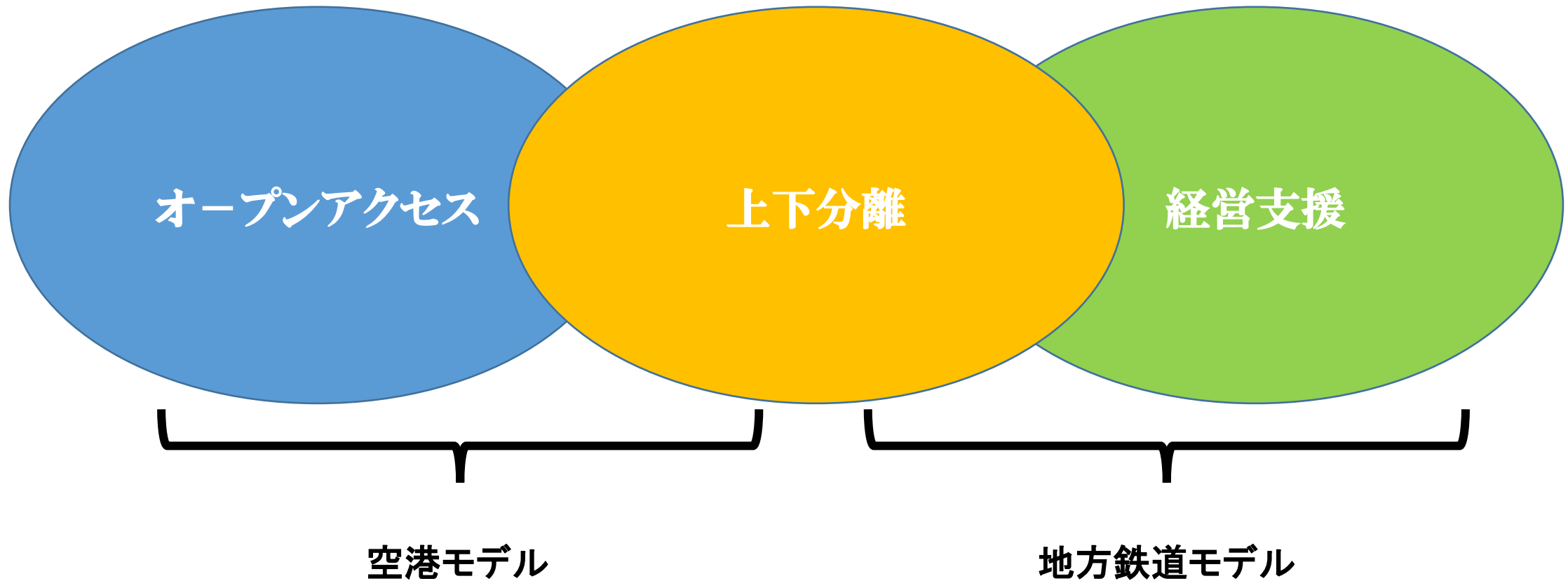
～国管理空港の空港別収支の試算～

	航空系事業EBITDA (百万円)	非航空系事業EBITDA (百万円)	合算EBITDA (百万円)
羽田(東京国際)	43,516	45,552	89,068
新千歳	5,117	9,358	14,475
福岡	▼2,195	6,509	4,313
鹿児島	116	894	1,009
松山	▼169	874	706
小松	260	434	693
熊本	▼114	806	693
広島	▼386	1,018	633
長崎	▼173	741	568
宮崎	▼223	695	472
徳島	139	180	318
仙台	▼801	1,109	309
高松	▼117	393	276
那覇	▼5,318	5,533	215

航空系：滑走路・エプロンの着陸料や施設使用料
非航空系：ターミナルビルのテナント賃料や駐車場の料金

百里	▼1	182	182
大分	▼218	379	160
函館	▼843	968	125
美保	▼46	141	95
岩国	▼113	90	▼23
北九州	▼336	303	▼33
三沢	▼262	38	▼224
札幌(丘珠)	▼317	56	▼261
高知	▼642	340	▼302
釧路	▼617	311	▼306
新潟	▼905	522	▼383
稚内	▼690	52	▼638

コンセッション(上下分離方式)の目的と効果

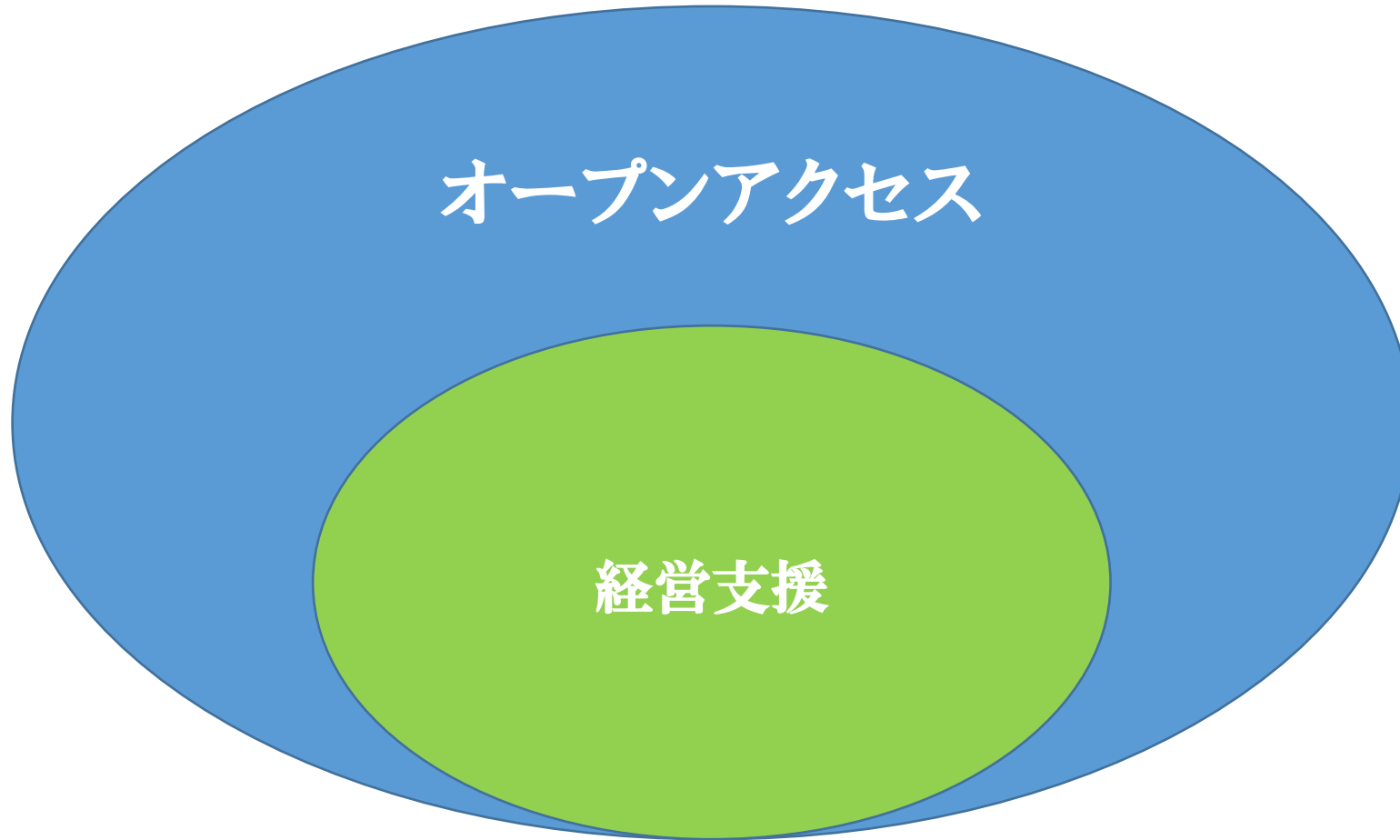


筆者作成

コンセッション(上下分離方式)の2モデル

- ①オープンアクセス(官製市場の民間開放)を目的とする空港モデル→インフラ部分を切り離し運営を収益事業化
- ②経営支援を目的とする地方鉄道モデル→線路や駅舎などのインフラを自治体が経営支援

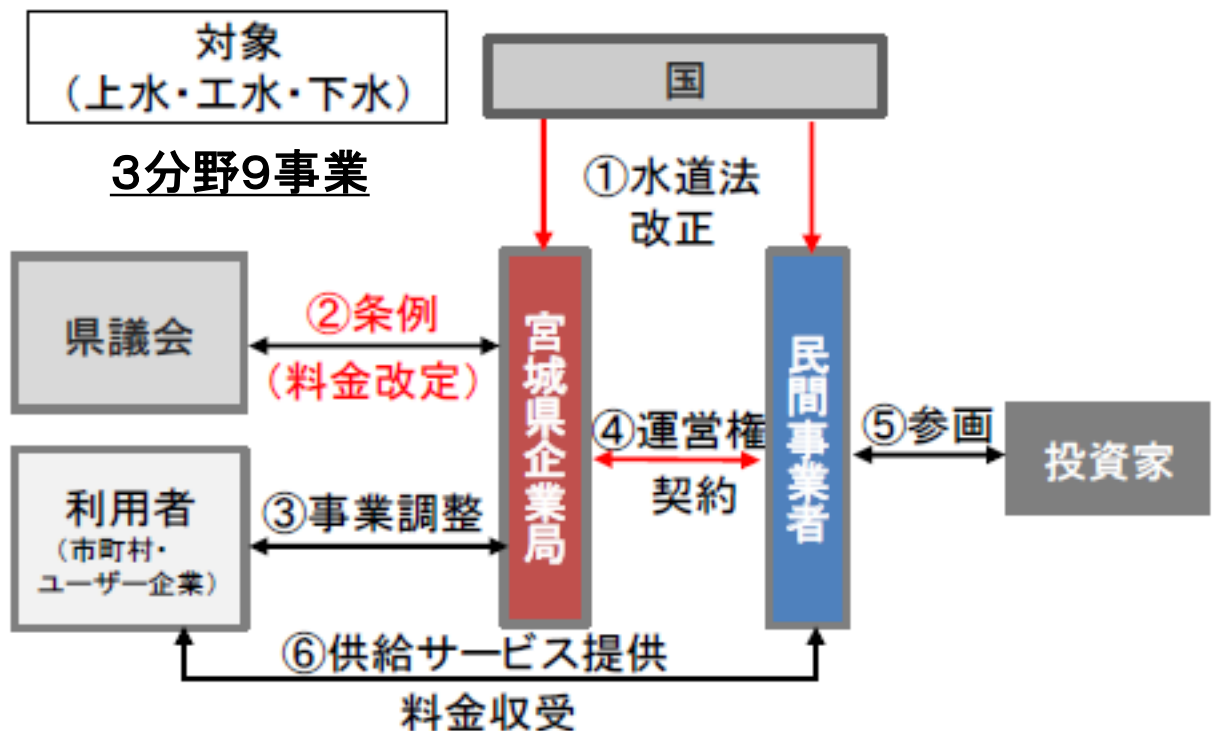
水道コンセッションの本質は2つのモデルの相乗り型



筆者作成

水道コンセッションの本質は、官製市場の民間解放をめざすオープンアクセス(空港モデル)が基本形であるが、空港ビジネスと違い新たな収益拡大が見込めないため、運営権事業者の収益確保のために経営支援をする相乗り型である。

みやぎ方式コンセッションに見る経営支援の形態



契約形態	運営権契約 (運転・維持管理＋設備投資)		
期間	20年間		
業務範囲	認可	料金収受	計画策定
	運営 (県で行うものを除く)		
	運転・維持管理	建設投資 管路	設備
	モニタリング		
	資産所有		

1 なぜ民間活力を導入する必要があるのか？

水道事業は給水収益が減少し、更新需要が増大する厳しい経営状況にあり、コストを削減して投資を抑制する効率的な運営を行う必要があるため。特に工業用水道事業は年間7千万円の純利益に対して、借金が60億円、今後30年の投資額が200億円と危機的状況にあり、抜本的な経営改善が急務である

2 なぜ工水に民間活力を導入するだけではだめなのか？

工水のみでは規模が小さく、収益が不安定であり、経営に参画する民間事業者が現れないことから、上水も含めてスケールメリットを発現させる必要があるため(注:維持管理費は上工で30億円/年)

リスク分担による安定した利潤の保証

項目	リスクの内容		リスク分担	
			民	県
性能・施設機能維持リスク	水量・水質条件の遵守，施設機能を維持する責任		原則負担	(民間帰責でない場合)
不可抗力リスク	被災した施設の復旧	異常な天然現象による被災		負担
		軽微な損害	負担	
	維持管理の範疇となる事象		原則負担	(施設能力を超える場合)
特定法令変更リスク	新たな設備投資			対応（負担）
	経常経費の増加		負担（次期料金改定で反映）	
需要変動リスク	通常範囲内の変動		負担（次期料金改定で反映）	
	工業用水道事業における著しい需要の変動			一定以上の増減は県が負担
物価変動リスク	通常範囲内の変動		負担（次期料金改定で反映）	
	著しい物価変動			臨機に料金按分率を変更することで負担
	流域下水道事業における著しい電気料金の変動			臨機に対象事業の料金按分率を変更することで負担
その他	運営権者の責に帰さないリスクによる重大な影響（原価割れ等）		協議 (運営権者の責に帰さない部分は，料金按分率見直し等を協議)	

VFM(効率化の根拠)の正体

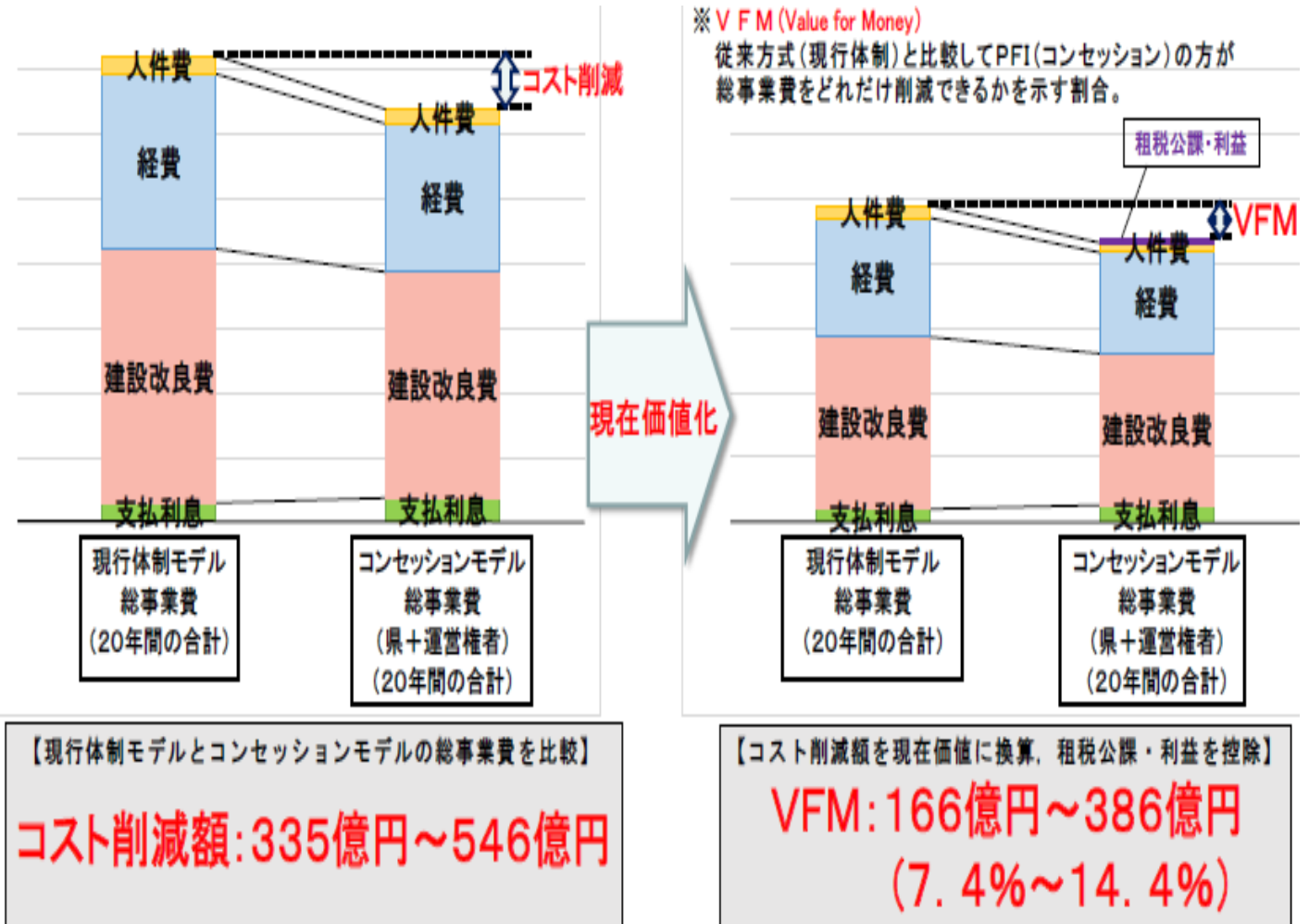
VFM＝公共調達特有の取引コストの排除

- ・安い材料の調達による材料費の削減
- ・自治体相場から民間企業相場の適用
- ・官民の給与格差による人件費の削減

公務労働の非効率性にあるのではない
公契約条例による公正な取引こそ重要

「そもそもこの事業のVFMの源泉は何なのか？論理的に説明可能なVFMが存在するのかということです。内閣府の受託で大阪市の水道民営化を検討した際は、協力会社方式への移行で、所得再分配の原理が含まれている公共調達特有取引コストをなくすことによってVFMが発生するという前提で、工数調査を実施してVFMを算出しました。そうでないと、例えば安い材料を見つけてきて材料費がいくぶん安くなるとか、自治体向けの相場から民間企業向けの相場を適用することで安くなるとか、官民の給与格差に目をつけ人件費を安くするとかによって、VFMを民間企業からのヒアリングだけを根拠にねん出することになります。」

第3回検討委員会での大和総研出席者の発言(議事録より引用)



※上記数値は、導入可能性等調査に基づき県が試算した期待値である。
実際のコスト削減額及びVFMについては、運営権者となる民間事業者からの提案により確定する。

宮城県「みやぎ型管理運営方式」

水道コンセッションの制度的な課題

○コンセッション事業者を規制・監督する事業法・規制法・規制機関が存在しない

水道コンセッションには、電気事業法やガス事業法などの直接に民間事業者を規制・監督する事業法が存在せず、強力な権限をもったイギリスのOFWATのような規制・監督機関もない。水道法は、市町村公営原則にもとづき基本的に自治体に適用され運用されてきた。この枠組みを民間事業者にも広げたのが水道法改正案であり、厚生労働大臣がコンセッション事業をいったん許可した以降は、モニタリング等のチェックは契約当事者に委ねられる。

○水道コンセッションは個別契約による当事者間（自治体と民間事業者）の自己責任となる

コンセッションは長期にわたる事業でありながら、それは個別の契約によって処理され運用されるものであり、具体的な内容は個々の契約内容によって異なり、全国的な基準があるわけではなく多様な形態や形式、取り扱いとなる。水道法による従来からの規制や指導を除き、自治体とは異なる民間事業者に対する全国的な規制や監督がないままに、すべては契約当事者間の個々別々の関係となって、自己責任の世界に委ねられることになる。

○自治体を引き続き水道事業者としたまま民間事業者に運営権を与える仕組みである

ひとつの水道事業が2つの主体の水道事業者に分かれて存在することになる。これにより既存の自治体の水道事業者はその役割や位置づけが大きく変わるにも関わらず、鉄道事業法にあるような上下分離に応じた鉄道事業者の明確な分類（1種・2種・3種の鉄道事業者）が定義されておらず、民間事業者に運営権を与えた自治体の水道事業者に関する新たな役割や位置づけが不明確で、単なる施設の所有者なのかそれ以上どこまでなのかは明らかではない。

水道コンセッションに関する運用上の懸念（1）

1 適正料金（上限）⇔経営の自由度⇔経営支援のバランス

水道事業は、本業での収益拡大や附帯事業収益が見込めず空港モデルとはなりにくいため、自治体へのサービス提供を含む混合型となる。適正な投資・利潤と料金をいかにバランスよく規制し、リスクに見合う適正な収益機会をいかに提供できるか。

2 クリームスキミングの発生

プロジェクトリスクに見合う投資収益性による選別は避けられず、財政・技術的な困難を抱え民間の資金や技術を最も必要とする小規模事業体は対象になりにくい。

3 上下分離のコーディネーション問題への対応

「サービス」と「インフラ」の分離は、モニタリングのほかに施設の更新や再編などに伴う相互の調整や交渉が必要となり、新たな負担（取引費用）が求められる。

4 自治体の総合行政（福祉・都市計画等）との整合性の確保

人口減少下のコンパクトシティ化などの自治体のまちづくり政策を最優先させた施設の再編整備や高齢者の見守り等の福祉ニーズ等に対応できる事業運営が必要。

水道コンセッションに関する運用上の懸念（2）

5 自治体の運営権介入と再公営化の確保

事業運営に関する重大事故や急迫する自然災害などにおける自治体の強制介入の権限を確保するとともに、コンセッション事業者の破産や撤退などに伴う再公営化（一時的な場合を含む）に係る運営権買戻しや再公営化態勢が求められる。

6 コンセッション事業者への円滑な事業引継ぎ

現時点でわが国の民間事業者には、自治体が保有・蓄積する人員・ノウハウなどを自前で確保できるところは少ない。自治体職員の出向や身分替えによる転職などが必要になる。

7 住民自治ガバナンスの確保

事前の議会議決は制度化されているが、運営権の停止や取り消しは欠格条項などに限定されており、地方自治制度上の住民や議会の直接的関与は大きく後退する。

8 自由貿易協定（TPP、FTA）によるISDS条項の危険性

「水メジャー」が日本市場に照準を合わせている。仏スエズは日本進出を目指し前田建設工業と業務提携の検討に入ったほか、仏ヴェオリアは4月から浜松市の下水道運営を始めた。（「日本経済新聞」2018/11/10「水道運営県売却に商機」から一部抜粋）

水道広域化を導いた2つの答申と財政措置

～水資源開発型の広域化～

【2つの答申】

(1) 水道の広域化方策と水道の経営特に経営方式に関する答申(昭和41年8月30日)

- ①できるだけ大きな地理的範囲において組織・運営されるのがよい
- ②広域化は末端給水までについて実施するのが望ましい

(2) 水道の未来像とそのアプローチ方策に関する答申(昭和48年10月30日)

- ①全国数ブロックの大規模水道事業を理想に当面は広域水道圏を定め最終的にそれが一事業体になる
- ②地域的にバランスの取れた水源開発と施設整備を進め経営規模を拡大し管理の徹底と能率的経営を図る
- ③料金等の給水サービスの格差解消を図り水道の全国的な普及実現の推進体に十分な財基盤を持たせる

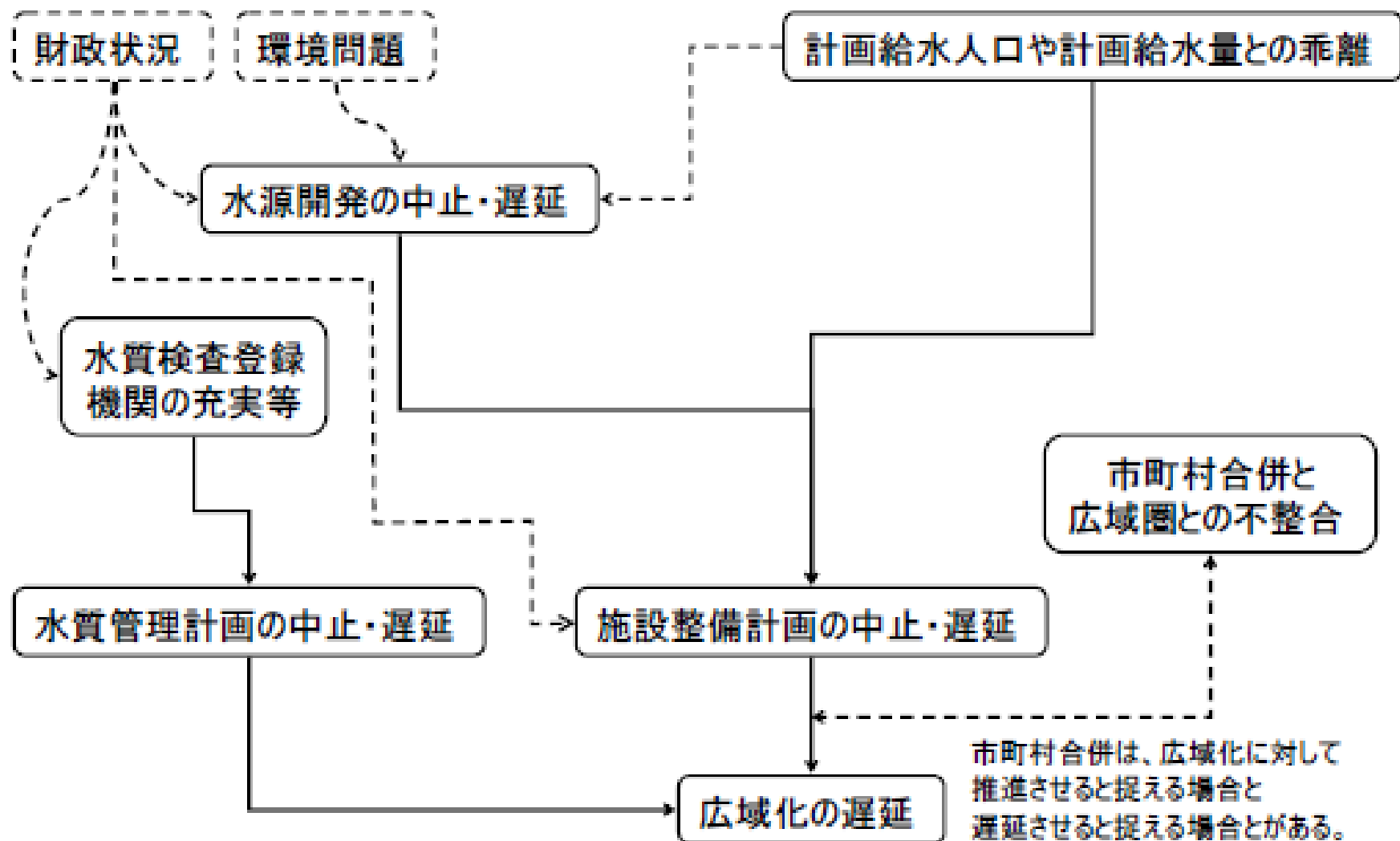
【財政措置】

水道水源開発等施設整備費(補助率:水源開発1/3、広域化施設整備1/4) (昭和42年度創設)



***この時代の水道広域化は、末端給水までの広域化や広域水道圏の設定が掲げられつつも、実際は水源開発・大規模施設整備・普及促進を目指す“用水供給型の広域化”であった。**

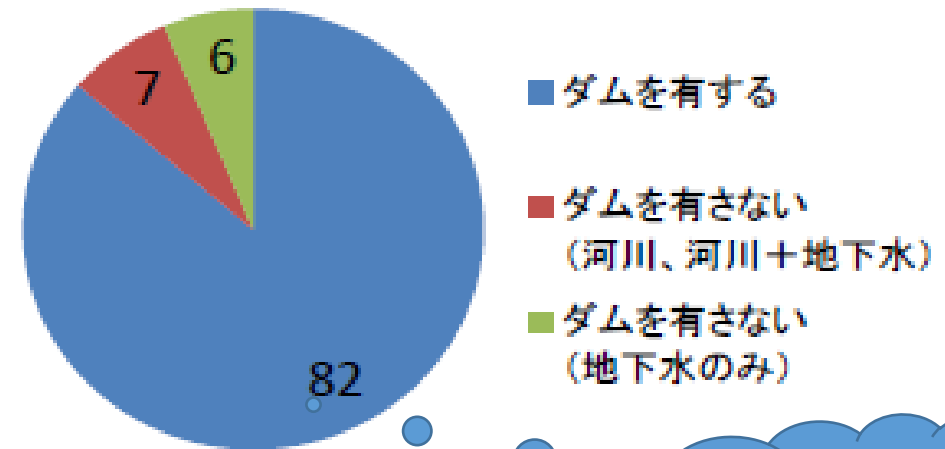
水源開発型の広域的水道整備計画遅延の要因分析



水道用水供給事業の現状

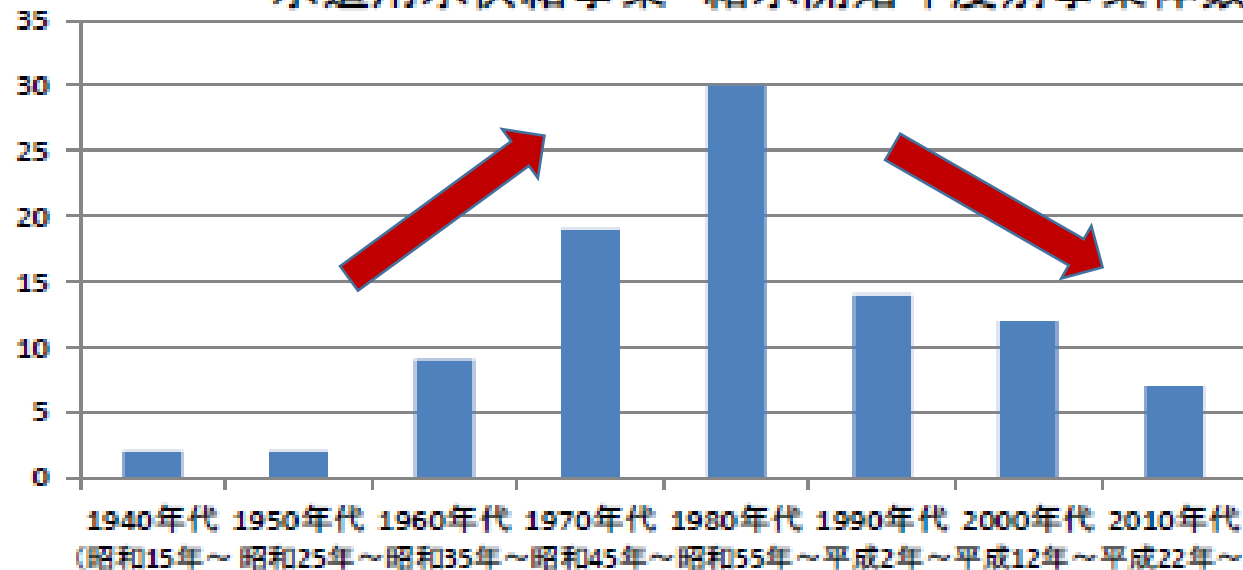
事業実施主体	事業実施主体数	事業数
都道府県	22	42
一部事務組合	48	48
市町村	5	5
合計	75	95

○水道用水供給事業の水源別事業数



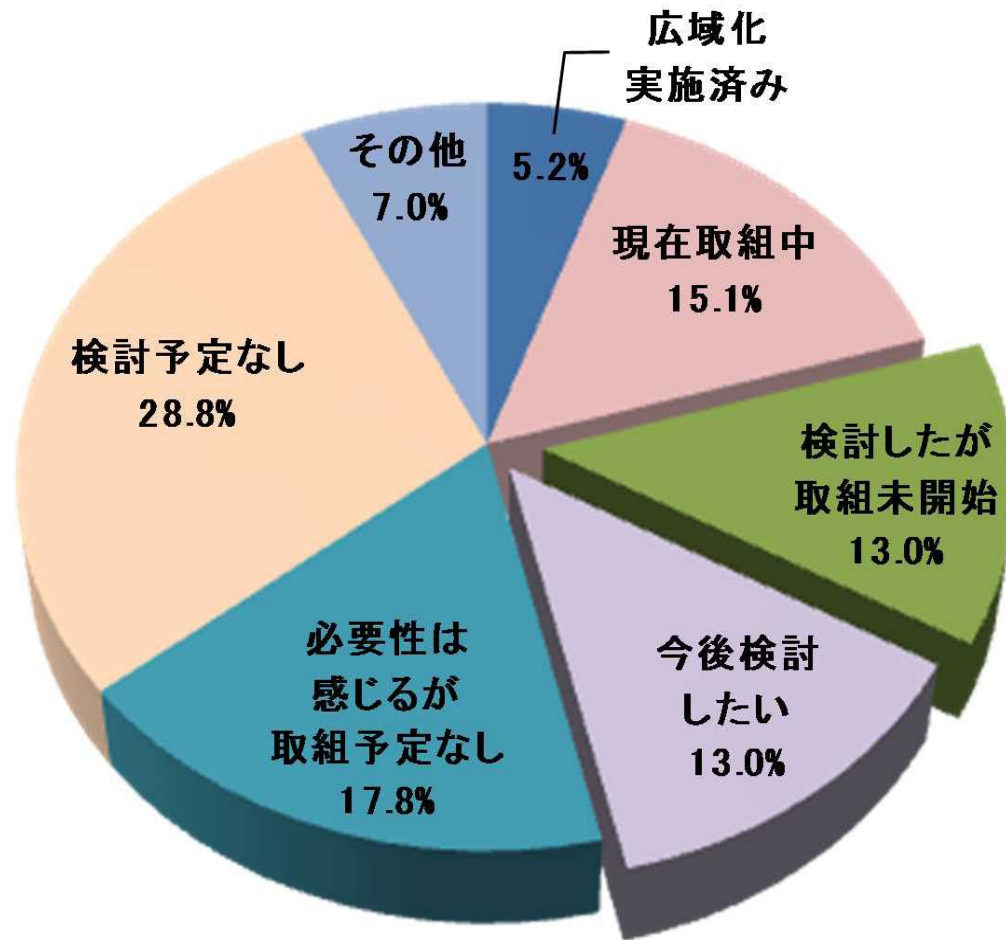
ほとんどがダム開発事業

※H25年度 水道統計(日本水道協会)
(事業体数) 水道用水供給事業 給水開始年度別事業体数



- 近年給水を開始した事業の事業創設理由
- ・ダムに水源を確保して水道事業に浄水を供給する
 - ・事業統合
 - ・水道事業が他市事業へ送水する為
 - ・事業の実施主体の変更

水道広域化に向けた検討状況



【取組み開始に至らない具体的な理由】

- 考え方や利害の相違
 - ・広域化に対する認識の差(切迫感が希薄、危機意識欠如等)
 - ・利害や目的が一致しない
- 事業体間の格差
 - ・料金格差のため統一が図れない等
- その他
 - ・簡易水道の統合に取組中のため、検討する余裕がない

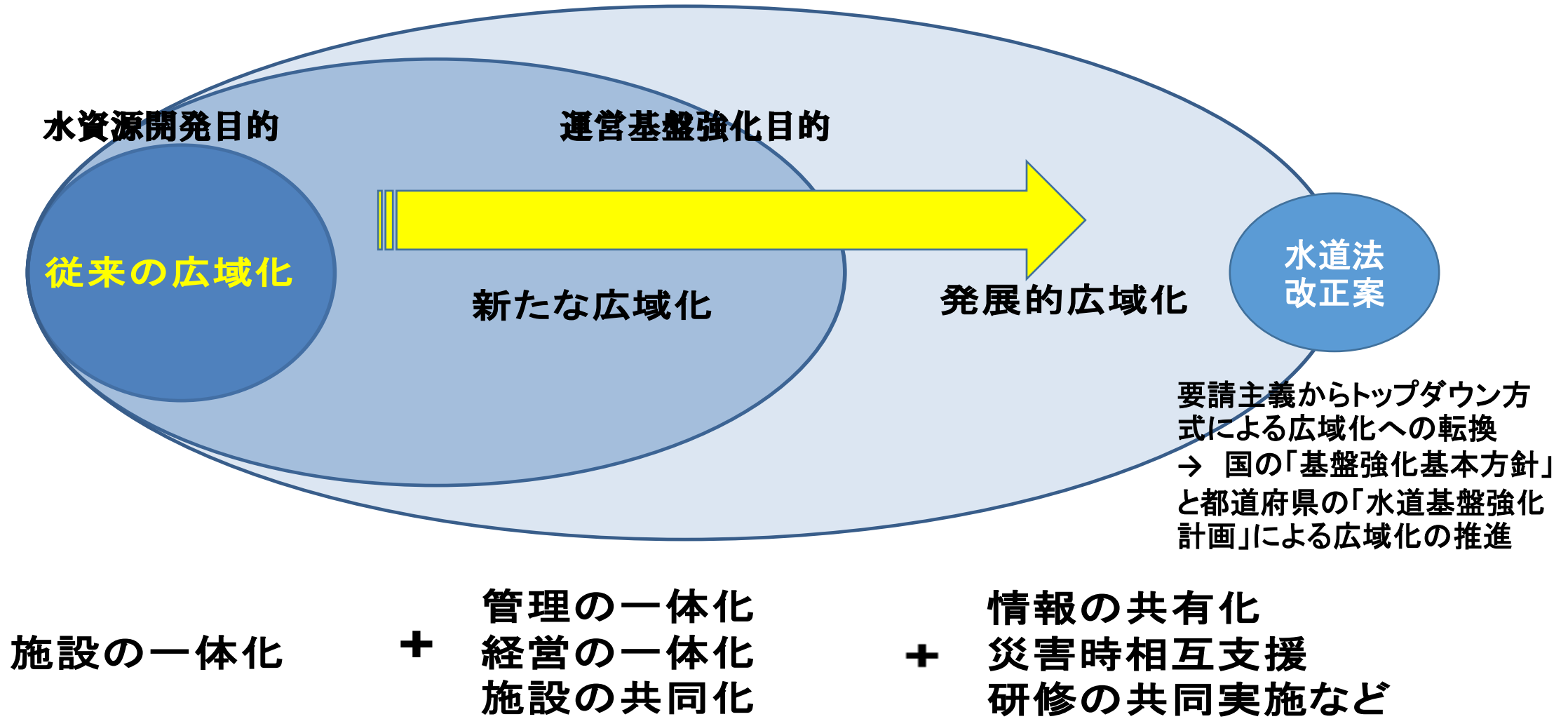
【広域化を阻む4つの格差の存在】

- 1 料金格差(料金水準・料金体系の差)
- 2 資産格差(水道施設の状況の差)
- 3 地勢格差(地形・面積・水源等の差)
- 4 人口格差(人口数・人口密度等の差)

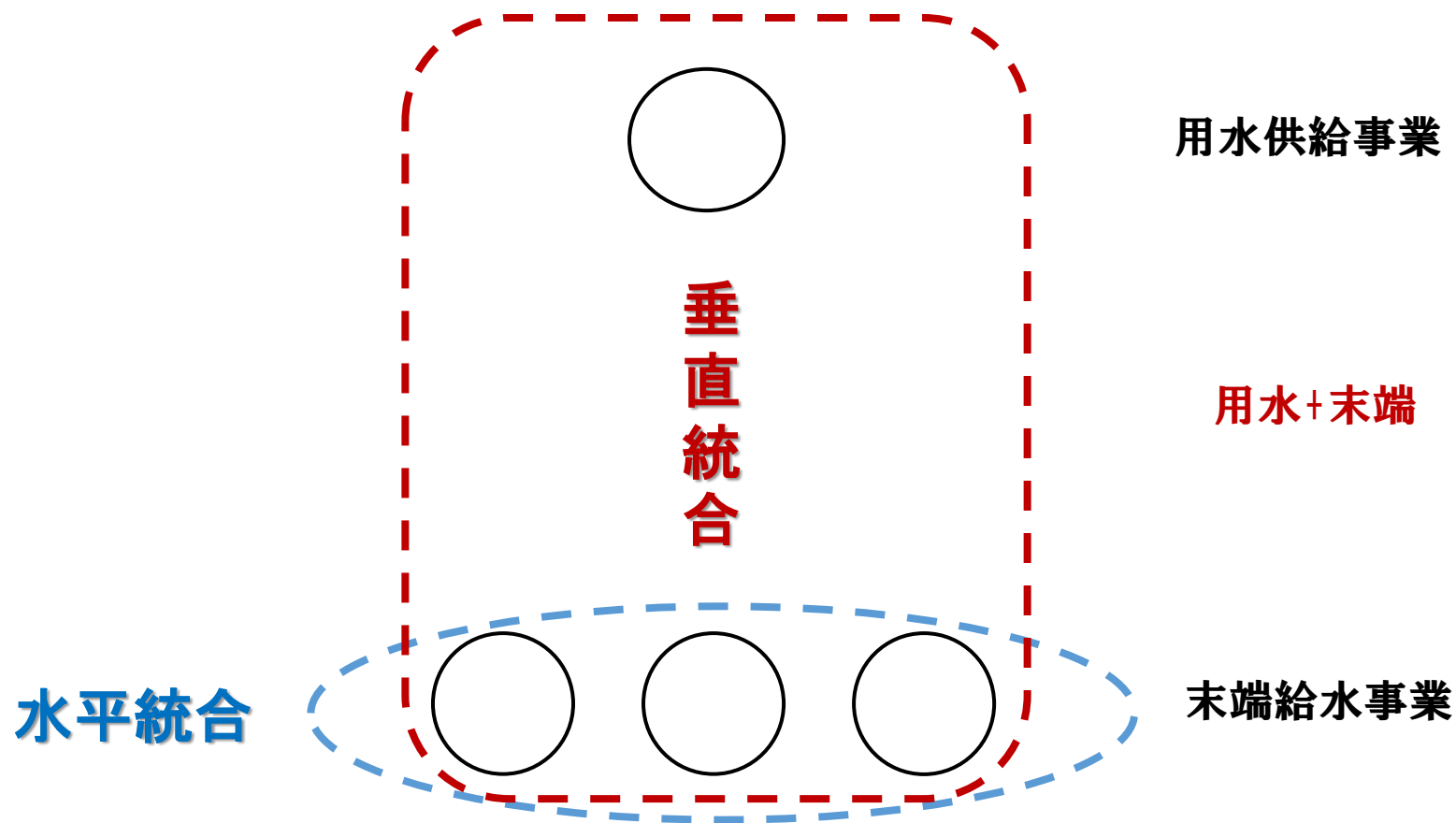
【広域化の選択判断のファクター】

広域化の実現効果 > 4つの格差の縮小・解消

広域化の目的変化と広域化概念の多様化



広域事業統合における垂直統合と水平統合

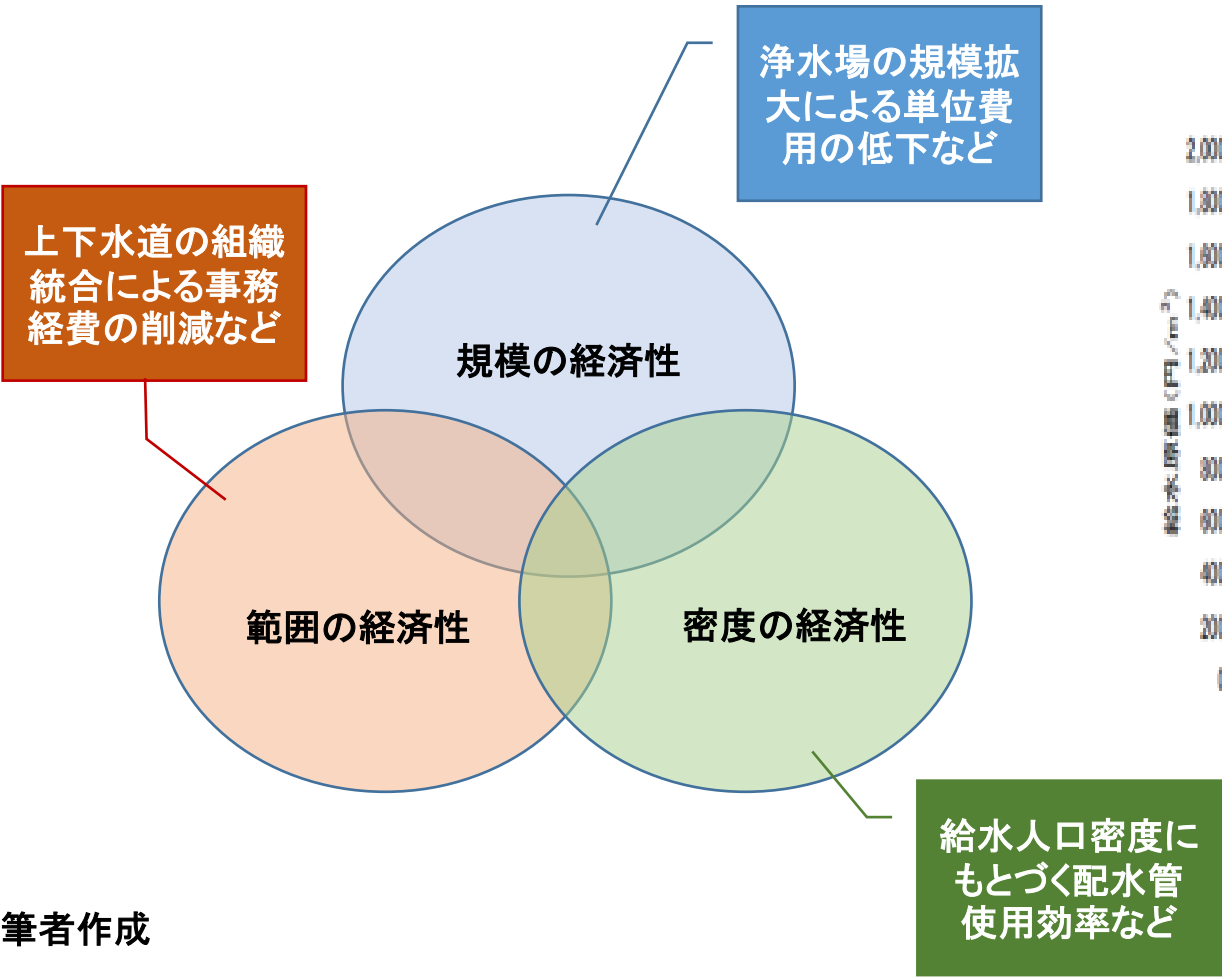


筆者作成

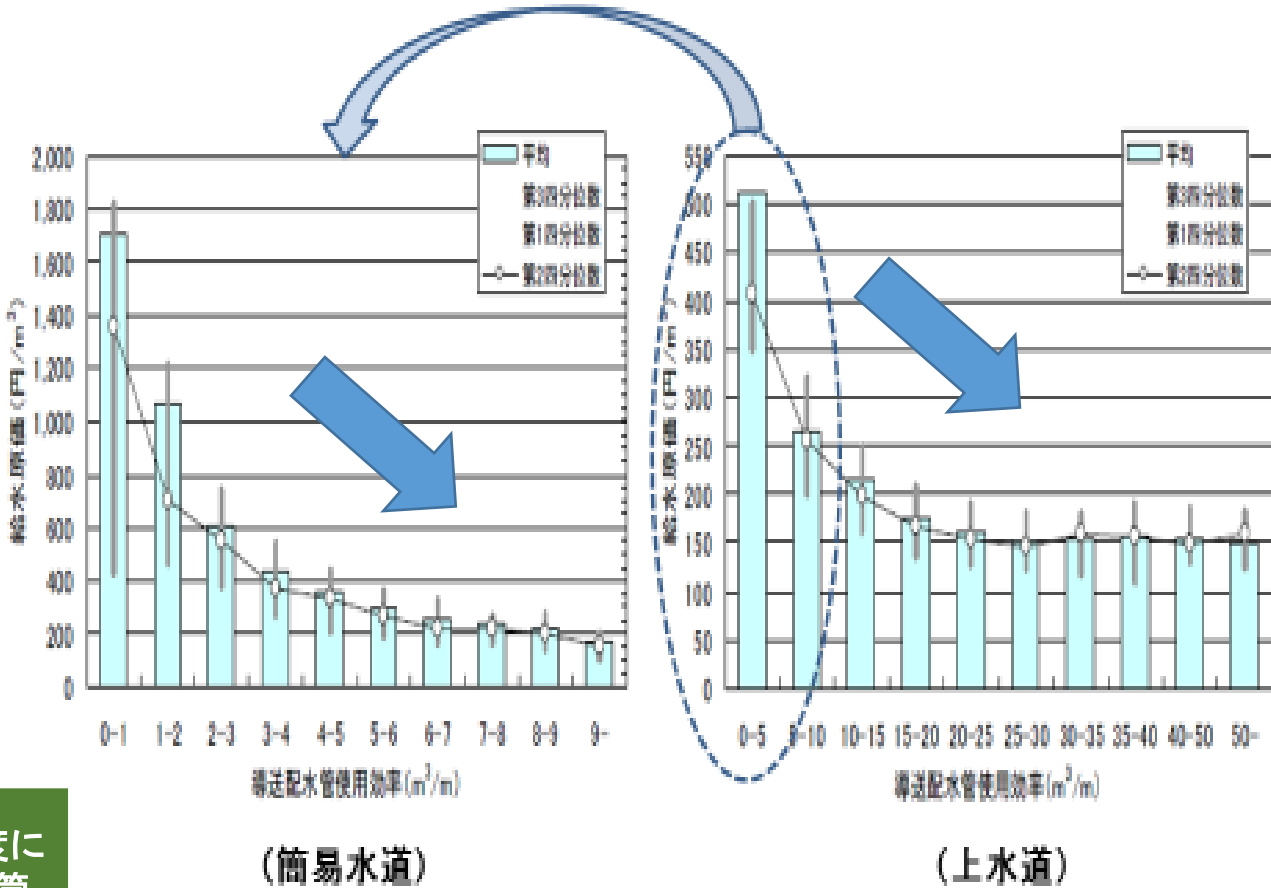
- * 広域事業統合は垂直統合を軸(契機)とする広域化が主力を形成している。
- * 香川県では、県主導による上からの広域化として、器(広域水道企業団組織)が先行的に発足した。

水道の広域化・統合をめぐる経済合理性

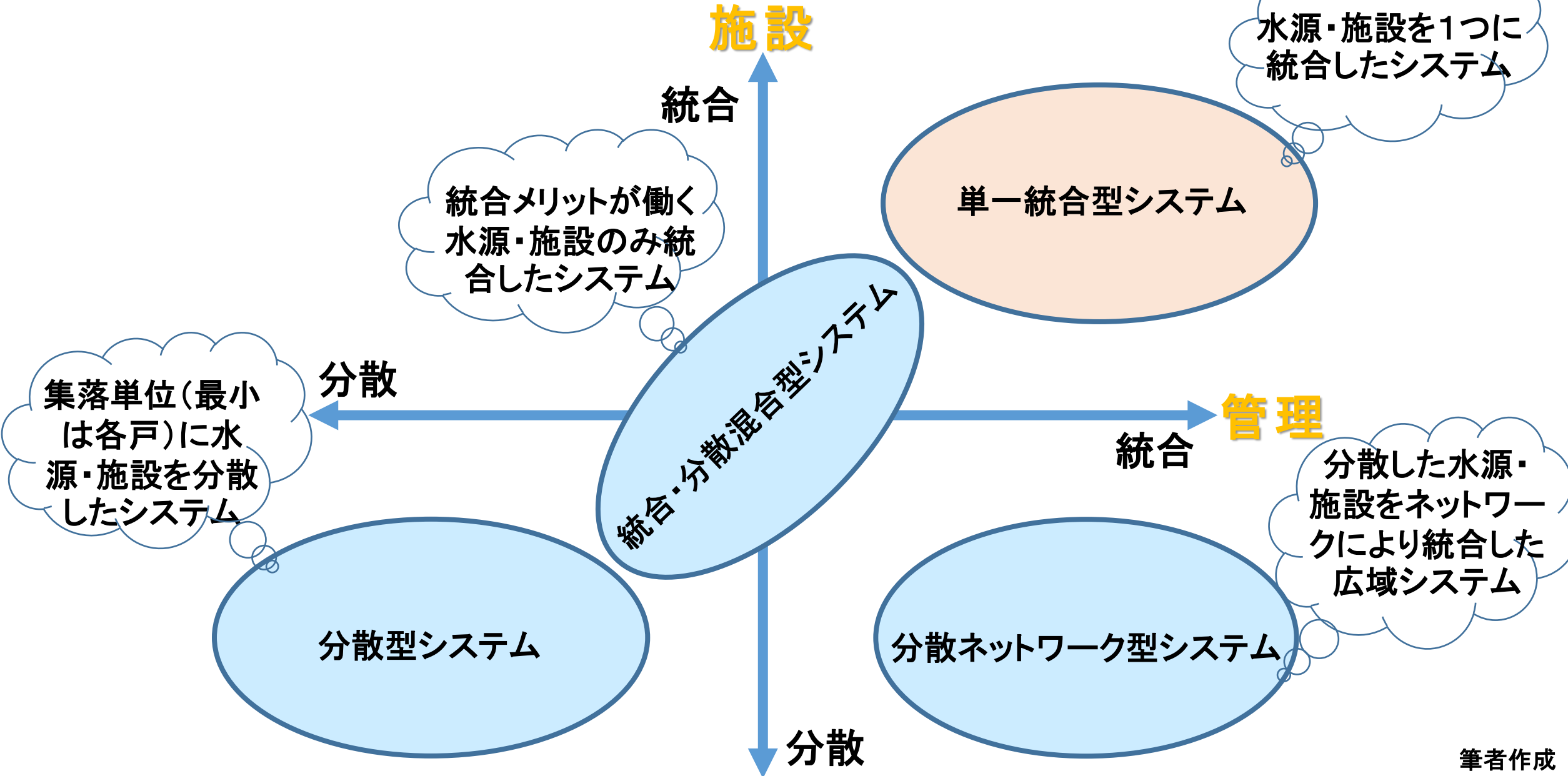
水道事業の3つの経済性



密度の経済性の実証分析



統合と分散の考え方とパターン



みやぎ方式コンセッションは民間主導による包括的広域化

4 民間事業者は面的広がりを期待

将来における「みやぎ型管理運営方式」に市町村水道事業を加えた広域化(面的広がり)への期待

5 まずは広域水道から全量受水している市町村を対象に検討

➢ 広域水道から全量受水している市町村は水源から蛇口まで一元管理が可能(対象6市町村)

➢ その他、下記に合致していることが望ましい

- ・一定規模の給水人口を有していること
- ・公共下水道が流域下水道に連絡されていること
- ・上水道と下水道を同一組織で運営していること

「19 市町村への展開について」より抜粋

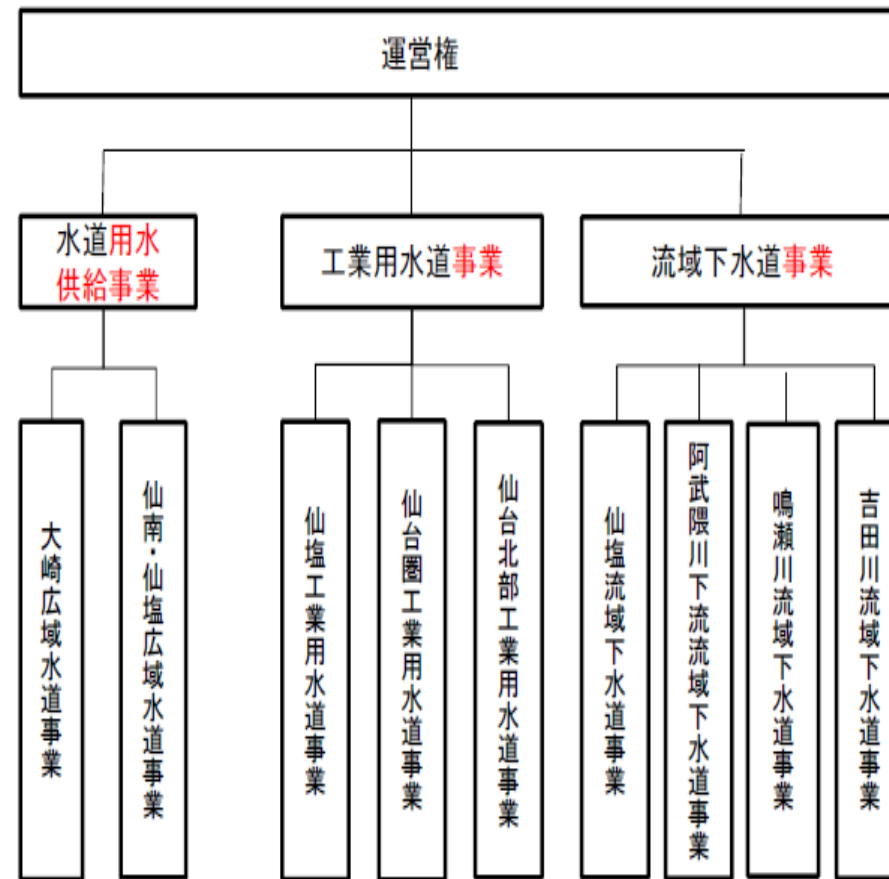
9 なぜ市町村への展開を検討するのか？

収益減や更新需要の増大など、県と同様の課題を抱える市町村への展開は国の広域化の方針に寄与し、また、水源から蛇口までを一体管理することにより民間の投資対象として魅力が増すため

「22 官民連携運営に至った10の理由」より抜粋

宮城県「宮城県上水・工水・下水一体型管理運営検討懇話会報告」

- ・ 県は、PFI法第16条に基づき、**民間事業者**に運営権を設定する。
- ・ **運営権は、9個別事業の一体的な運営を図るため、全事業一体で設定する。**
- ・ **運営権者は、原則として本事業の遂行を目的とした特別目的会社(SPC)とする。**



➢ 運営権者は**本事業のほか**、県下の市町村等が行う水道事業、下水道事業に関わる業務、及びユーザー企業の施設に関わる業務等を受託することを妨げない。

➢ 市町村や**工業用水道**ユーザー企業から業務等を受託した場合には、速やかに県に受託内容に関して書面で届出を行う。

宮城県「宮城県上工下水一体官民連携運営事業事業概要書(案)概要版」

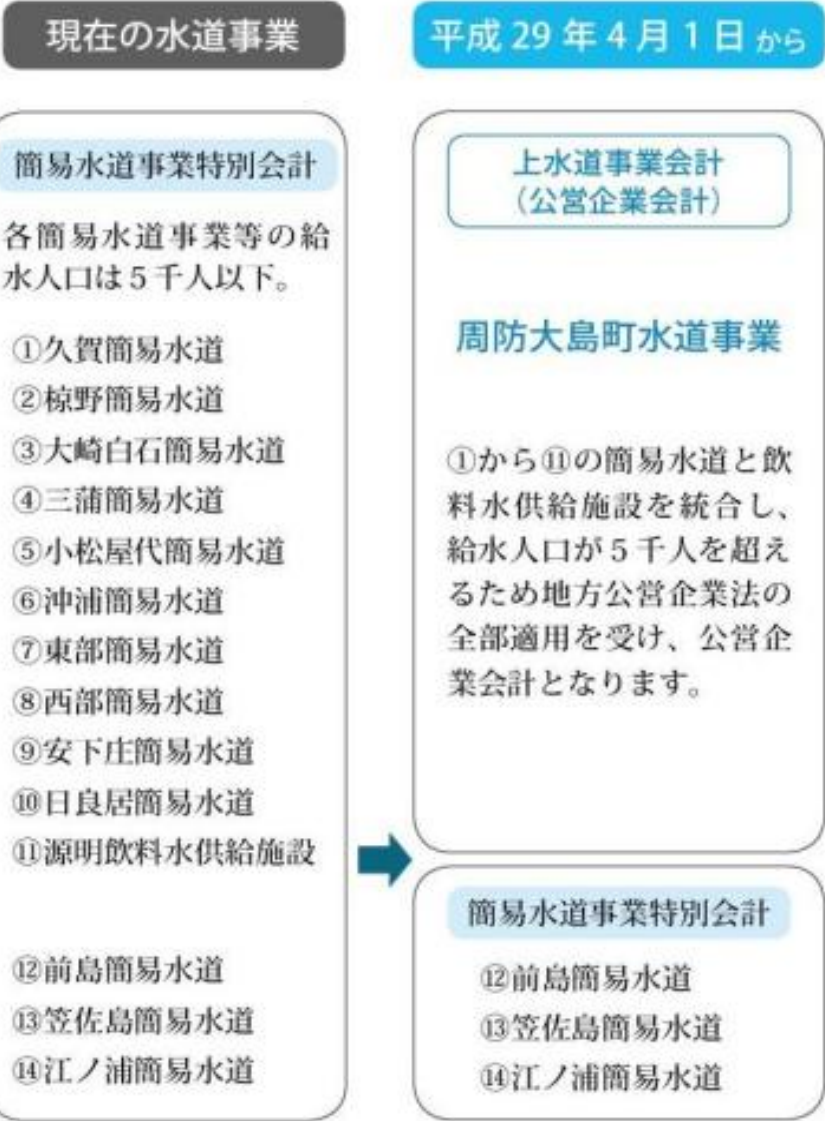
周防大島にみる自己水源放棄に伴う広域化の負の教訓

水道管破断箇所
(大島大橋)



周防大島町:人口約1万6千人

10月22日、大島大橋に貨物船が衝突し、柳井地域広域水道用水供給事業の水道管が破断し、1ヶ月以上にわたり全島(本島)で断水した。3つの離島を除き、2000年から広域水道用水供給事業から受水を開始し、60箇所以上あった自己水源は5分の1以下になり、2017年に本島全体の広域統合が実現。

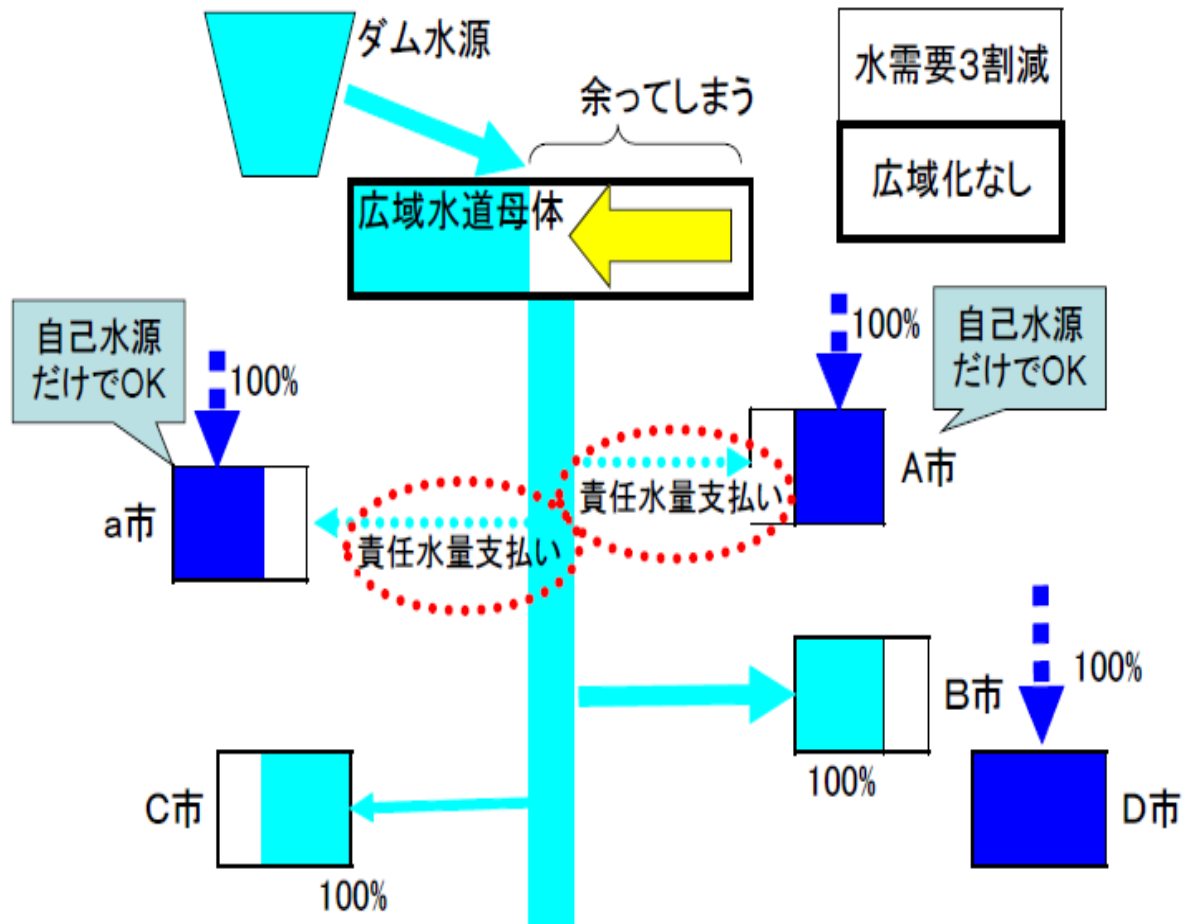


国による簡易水道の上水道への統合方針を受けて、事業統合・広域化を実施した。

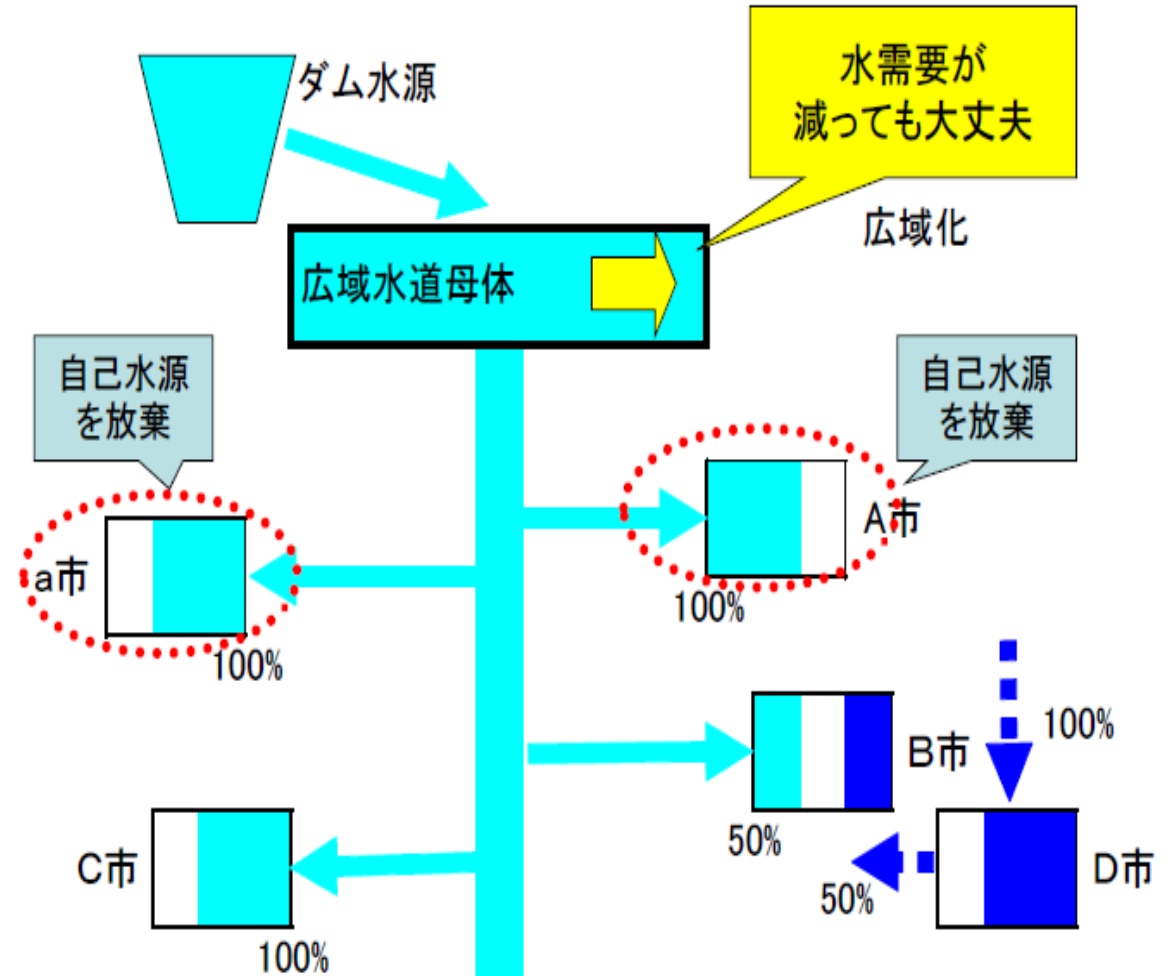
3つの離島
自己水源(井戸)

責任水量制と自己水源の放棄

自己水源だけでやっていけるのに...



自己水源を放棄して「高い」水を買うことに...



水道広域化の「負の遺産」の処理と今後のあり方

①責任水量制の見直しと国・都道府県を含む基金の設立

- ・過大な水資源開発と施設整備による開発余剰水の責任水量化の限界
- ・余剰水コストを経常経営から分離し国の責任を明確にした基金により処理
- ・民営化ではこれら不当なコストが受水料金や水道料金に容易に転嫁される可能性大

②広域水道（企業団）議会のあり方と住民（利用者）参加

- ・二重の間接性と住民意思の反映方法
- ・住民の経営参加と住民参加型の事業政策・事業評価システム

③流域単位の水循環にもとづく総合的水管理システムとしての広域化

- ・「運営基盤強化」の上位概念として「健全な水循環」を明確にする
- ・自己水源の再評価とダム・表流水依存に対する根本的な見直し

ご清聴ありがとうございました。